

さいたま市健康増進法施行細則 に基づく届出等について



令和6年4月

さいたま市保健所 健康支援課

目 次

	ページ
1 はじめに	1
特定給食施設等の役割と支援の目的	1
2 施設の区分と施設の種類	2
(1)施設の区分	2
(2)施設の種類	2
3 施設の各種届出・報告	4
(1)各種届出・報告について	4
(2)各種届出・報告の記入方法について	5
① 給食開始(再開)届	5
② 給食変更届	9
③ 給食休止(廃止)届	11
④ 栄養管理報告書	15
その1 学校(小学校・中学校・高等学校・特別支援学校)	18
その2 病院	24
その3 介護老人保健施設・介護医療院・老人福祉施設・その他(有料老人ホーム等)	30
その4 学校(幼稚園・認定こども園)・児童福祉施設	36
その5 学校(大学)・社会福祉施設・事業所・寄宿舍・矯正施設・自衛隊・一般給食センター・その他	42
4 特定給食施設の管理栄養士・栄養士の配置	49
(1)特定給食施設の管理栄養士・栄養士の配置について	49
(2)管理栄養士必置施設の指定基準	50
5 関係法令等	51
6 参考文献	57



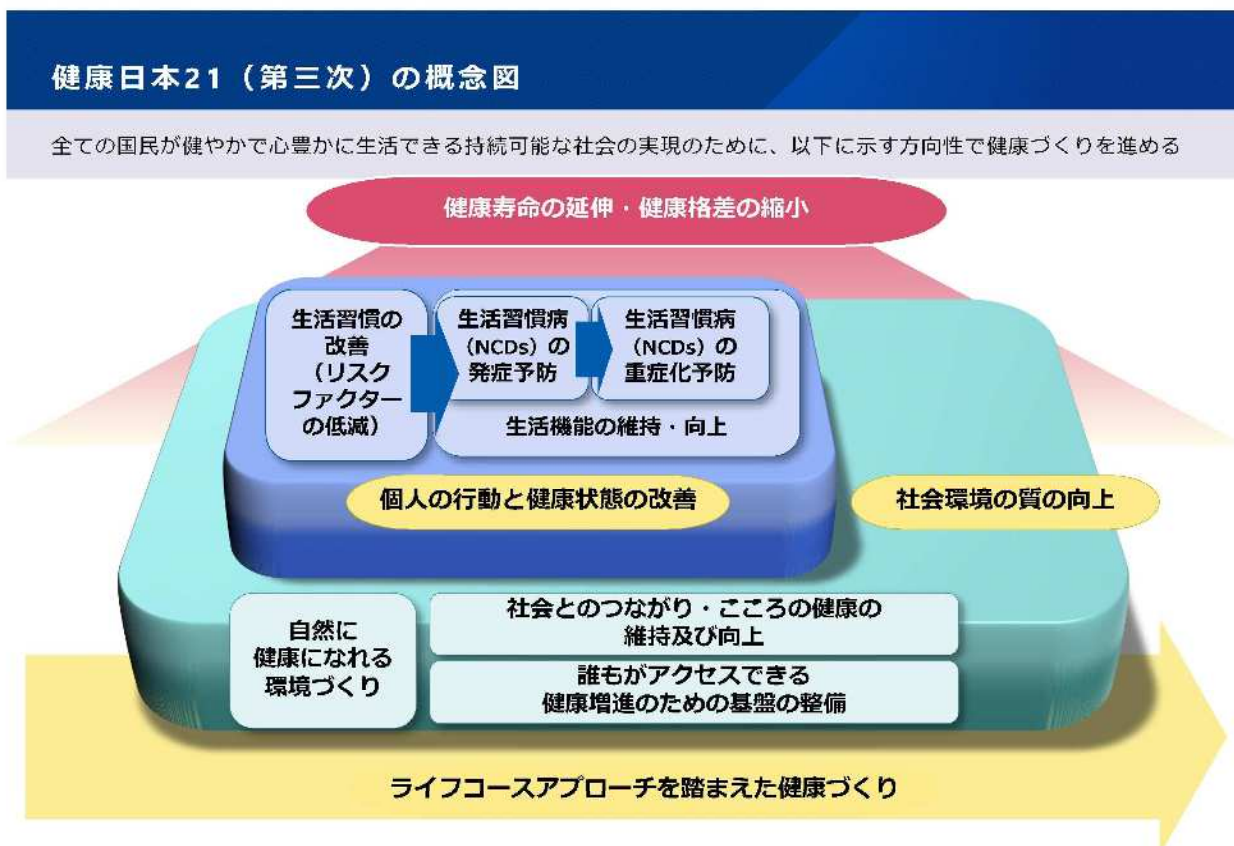
1 はじめに

特定給食施設等の役割と支援の目的

特定給食施設等は、乳幼児から高齢者までのライフステージにおいて、また病気や介護が必要な人、働き盛りの健康に関心がない層を含め、ある特定の個人に対して組織単位で継続的に食事を提供する施設です。そこを利用する人は、提供される食事を摂ることを通じて、またそこで提供される栄養や健康に関する情報を通じて、さらには食事を選択し、食べるという行動を繰り返して体験することを通して、自ら主体的に健康の維持・増進につなげていくことができます。

したがって、生活習慣病予防、健康増進、QOL水準の向上のためには、特定給食施設等の栄養管理は重要であり、その実施水準は地域社会全体の健康の維持・増進と密接な関係を持つものである。健康日本21（第三次）では、健康寿命の延伸・健康格差の縮小のために、社会環境の質の向上の一つとして「誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備」において「利用者に応じた食事提供をしている特定給食施設の増加」が目標に定められています。

そこで、さいたま市では、特定給食施設等が地域の健康づくりを推進するための有効な社会資源として捉え、健康づくりを効果的、効率的に推進するために、それら施設に対して支援を行っています。



（引用）「健康日本21(第三次)について～栄養・食生活関連を中心に～」
厚生労働省健康局健康課栄養指導室

2 施設の区分と施設の種類

(1) 施設の区分

さいたま市では、施設の区分を次のとおり定めています。

特定給食施設 (健康増進法 第 20 条第 1 項 健康増進法施行規則第 5 条)	特定かつ多数の人に対して継続的に食事を提供する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定める施設で、1 回 100 食以上又は 1 日 250 食以上の食事を提供する施設
小規模給食施設 (さいたま市健康増進法施行細則第 3 条)	特定給食施設以外で特定かつ多数の人に対して継続的に 1 回 50 食以上又は 1 日 100 食以上の食事を提供する施設

(2) 施設の種類

施設の種類		主な対象施設	根拠法令等
1	学 校	学校 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、学校給食共同調理場、認定こども園(幼稚園)	学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、第 124 条に規定する専修学校及び第 134 条に規定する各種学校。 学校給食センター(学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号))第 6 条に規定する学校給食共同調理場。 認定こども園のうち幼稚園。
2	病 院	病院	医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院。
3	介護老人保健施設	介護老人保健施設	介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設。
4	介護医療院	介護医療院	介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 8 条第 29 項に規定する施設。
5	老人福祉施設	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター	老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する施設。
6	児童福祉施設	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、認定こども園(幼稚園を	児童福祉法第(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条に規定する施設及び社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条に規定する事業に係る施設で児童福祉に関するもの。 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

		除く)	(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 6 項に規定する認定こども園のうち、幼稚園を除く。
7	社会福祉施設	救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設、婦人保護施設	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 38 条、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 5 条第 1 項及び売春防止法(昭和 31 年法律第 118 号)第 36 条に規定する施設並びに社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条に規定する事業に係る施設で社会福祉施設に関するもの(児童福祉に関するものを除く)。
8	事業所	事業所	労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)別表 1 に規定する事業所又は事務所。
9	寄宿舍	寄宿舍	学生又は労働者を寄宿させる施設。
10	矯正施設	刑務所、少年刑務所、拘置所 少年鑑別所	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成 17 年法律第 50 号)第 3 条に規定する刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所)、少年院法(平成 26 年法律第 58 号)第 4 条に規定する少年院及び少年鑑別所法(平成 26 年法律第 59 号)第 3 条に規定する少年鑑別所。
11	自衛隊	自衛隊	自衛隊
12	一般給食センター	特定した施設(複数の場合も含む。)に対して継続的に食事を供給している施設であって、「1 学校」から「8 事業所」に該当しないもの	
13	その他	「1 学校」から「12 一般給食センター」まで以外の施設 (有料老人ホーム、有床診療所)	

厚生労働省大臣統計情報部 衛生行政報告例に基づく施設分類

※「介護医療院」は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の一部改正(平成 30 年 4 月 1 日施行)により創設。
令和 2 年度より、新たに施設の種別に追加。

3 施設の各種届出・報告

(1) 各種届出・報告について

さいたま市では、特定給食施設等の各種届出・報告について次のように定めています。

		各種届出・報告様式	届出・報告者	提出時期	提出先
1	給食を開始したとき (又は再開したとき)	給食開始(再開)届	特定給食施設 及び 小規模給食施設 の設置者	給食の開始(再開)、変更、休止 (廃止)の日から 1か月以内 <u>※速やかに</u>	さいたま市 保健所
2	給食を変更したとき ※届出内容に変更が生じたとき	給食変更届			
3	給食を休止したとき (又は廃止したとき)	給食休止(廃止)届			
4	栄養管理状況の報告	栄養管理報告書	特定給食施設 及び 小規模給食施設 の管理者	毎年7月20日 まで	

※本市の受領印が必要な場合は、各種届出・報告書2部、返信用封筒(返信先記入及び切手貼付)を封入のうえ送付いただくか、各種届出・報告書2部を窓口にご提出ください。



根拠法令等

健康増進法(平成14年8月2日 法律第103号)

(特定給食施設の届出)

第20条 特定給食施設(特定かつ多数の者に対して継続的に食事を提供する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置した者は、その事業の開始の日から1月以内に、その施設の所在地の都道府県知事に厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、同項の厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、変更の日から1月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を休止し、又は廃止したときも、同様とする。

さいたま市健康増進法施行細則(平成15年4月1日 さいたま市規則第155号)

(給食の開始又は再開の届出)

第3条 法第20条第1項に規定する特定給食施設(以下「特定給食施設」という。)及び特定給食施設以外で特定多数人に対して継続的に1回50食以上又は1日100食以上の食事を供給する施設(以下「小規模給食施設」という。)の設置者は、給食を開始し、又は再開したときは、速やかに給食開始(再開)届(様式第2号)をさいたま市保健所条例(平成13年さいたま市条例第309号)の規定により設置された保健所の長(以下「保健所長」という。)に提出しなければならない。

(給食の変更の届出)

第4条 特定給食施設及び小規模給食施設の設置者は、前条の規定による届出の内容に変更があったときは、速やかに給食変更届(様式第3号)を保健所長に提出しなければならない。

(給食の休止又は廃止の届出)

第5条 特定給食施設及び小規模給食施設の設置者は、給食を休止し、又は廃止したときは、給食休止(廃止)届(様式第4号)を保健所長に提出しなければならない。

(栄養管理報告書)

第7条 特定給食施設及び小規模給食施設の管理者は、毎年6月に実施した給食について栄養管理報告書(様式第7号)を作成し、翌月20日までに保健所長に提出しなければならない。

(2) 各種届出・報告の記入方法について

① 給食開始(再開)届

- ア 届出者 特定給食施設及び小規模給食施設の設置者
- イ 提出時期 給食の開始(再開)の日から1か月以内 ※速やかに
- ウ 提出先 さいたま市保健所
- エ 添付書類 施設の平面図、管理栄養士・栄養士名簿、調理師名簿(別紙)

項 目		記 入 方 法
1	施設番号	施設番号を記入(開始の場合は空欄)
2	年月日	給食開始届の提出年月日を記入
3	設置者の住所・氏名	当該施設の設置者の住所と氏名を記入
4	施設の名称	当該施設の名称を記入
5	施設の所在地・電話番号	当該施設の所在地、電話番号を記入
6	施設の管理者	当該施設を管理運営する代表者の所属部署、職名、氏名を記入
7	栄養管理・給食部門の責任者	実質的に当該施設における栄養管理・給食部門の責任者の所属部署、職名、氏名を記入 ※保健所からの連絡等を受ける人 ※給食を委託している場合も、当該施設の責任者とする
8	給食開始(再開)年月日	給食の開始(再開)年月日を記入
9	施設の種類	該当する施設の種類の種類にチェックを入れ、病院は許可病床数、介護老人保健施設・介護医療院・老人福祉施設は入所定員・通所定員を記入 その他の場合は施設の種類の種類を記入 ※該当する施設の種類の種類は、主な対象施設(2頁・3頁)のとおり ※有料老人ホームは「その他」に含まれる
10	運営の形態	該当する運営の形態にチェックを入れる ※「委託」とは、給食運営のすべてを委託している場合 ・「一部委託」の場合、「その他」にチェックし、「一部委託」と記入
11	委託先	運営の形態が「委託」、「一部委託」の場合に記入 委託先の名称、郵便番号、所在地、電話番号、代表者の氏名を記入
12	委託内容	運営の形態が「委託」、「一部委託」の場合、該当する委託内容にチェックを入れる ・「その他」の場合は内容を記入
13	1日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数	当該施設の1日の予定給食数を朝・昼・夕・その他ごとに記入し、合計の予定給食数を記入 ・「その他」の場合は内容を記入(例:午前おやつ、午後おやつ)
14	給食従事職員数	さいたま市保健所に給食開始届を提出している他施設との重複の有無にチェックを入れる ・「有」の場合は、施設名を記入 当該施設の給食従事者の配置(設置者・委託先)、勤務形態(常勤・非常勤)、職種(管理栄養士・栄養士・調理師・その他)ごとに人数及び合計の人数を記入
15	施設の構造	当該施設の平面図(調理器具の配置、出入り口の位置、通路の位置等がわかるもの)を添付 ※紙の場合はA4サイズ ※オンラインの場合は5メガ以下のデータとする

16	(別紙) 管理栄養士・栄養士 名簿、調理師名簿	施設の名称を記入 ・現在従事している全ての職員(管理栄養士、栄養士、調理師)の氏名、免許番号、当該施設の採用年月日を記入 ・勤務形態については、各人が該当する配置(設置者・委託先)、勤務形態(常勤・非常勤)の欄に○を記入 ※ 免許の写しは不要
----	-------------------------------	--

記入例

様式第2号（第3条関係）

給食開始（再開）届

施設番号	
記号	数字
B	〇〇

□□〇〇年〇月〇日

（宛先）さいたま市保健所長

届出者	設置者の住所	さいたま市〇〇区〇〇
	設置者氏名	〇〇 〇〇〇

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名）

給食を開始（再開）したので、次のとおり届け出ます。

施設名称	〇〇〇〇〇病院		電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇		
施設の所在地	さいたま市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇〇号					
施設の管理者	所属部署		職名	院長	氏名	〇〇 △△△
栄養管理・給食部門の責任者	所属部署	栄養科	職名	科長	氏名	△△ 〇〇〇
給食開始（再開）年	□□〇〇年〇月〇日					
施設の種類		学校	✓	病院	（許可病床数 200 床）	
		介護老人保健施設	（入所定員	人	通所定員	人）
		介護医療院	（入所定員	人	通所定員	人）
		老人福祉施設	（入所定員	人	通所定員	人）
		児童福祉施設		社会福祉施設		事業所
		寄宿舍		矯正施設		自衛隊
		一般給食センター		その他		
運営の形態		直営		委託	✓	その他
委託先	名称	〇〇〇〇株式会社				
	所在地	東京都〇〇区△△町〇丁目〇番〇〇号		電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇	
	代表者氏名	代表取締役 〇〇 △△△				
委託内容	✓	献立作成	✓	材料購入	✓	調理
		配膳		下膳		食器洗浄
		施設外調理		栄養教育		その他
1日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数	朝食	昼食	夕食	その他	その他	計
	300	300	300			900
給食従事職員	他施設との重複	✓	有	施設名	介護老人保健施設〇〇	
			無			
	区分	設置者		委託先		計
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤 非常勤
	管理栄養士	1		1		2
	栄養士	1	1	1		2 1
	調理師			2	1	2 1
施設の構造	その他					
	計	2	1	4	1	6 2
施設の構造	別添平面図のとおり					

（添付書類） 1 施設の平面図 2 管理栄養士・栄養士名簿、調理師名簿（別紙）

注1 上記の内容に変更があった場合は、給食変更届（様式第3号）を提出してください。

記入例

別紙

施 設 番 号	
記号	数字
B	〇〇

施設の名称	〇〇 〇〇〇
-------	--------

管理栄養士・栄養士名簿

氏名	管理栄養士 免 許 番 号	栄 養 士 免 許 番 号	勤 務 形 態				採 用 年 月 日	
			設 置 者		委 託 先			
			常 勤	非常勤	常 勤	非常勤		
□□ □□□	〇〇〇〇 号	〇〇〇〇 号	○	○	○	○	□□〇年〇月〇日	
□□ □□□	〇〇〇〇 号	〇〇〇〇 号	○				○	□□〇年〇月〇日
□□ □□□	〇〇〇〇 号	〇〇〇〇 号					○	□□〇年〇月〇日
□□ □□□	〇〇〇〇 号	〇〇〇〇 号					○	□□〇年〇月〇日
□□ □□□	〇〇〇〇 号	〇〇〇〇 号					○	□□〇年〇月〇日

調理師名簿

氏 名	調 理 師 免 許 番 号	勤 務 形 態				採 用 年 月 日
		設 置 者		委 託 先		
		常 勤	非常勤	常 勤	非常勤	
□□ □□□	〇〇〇〇 号			○		□□〇年〇月〇日
□□ □□□	〇〇〇〇 号			○		□□〇年〇月〇日
□□ □□□	〇〇〇〇 号				○	□□〇年〇月〇日

注1 勤務形態の欄については、該当するものの欄に○を記入してください。

注2 現在従事している職員（管理栄養士・栄養士・調理師）を全て記入してください。

② 給食変更届

- ア 届出者 特定給食施設及び小規模給食施設の設置者
- イ 提出時期 届出の内容に変更があった日から1か月以内 ※速やかに
- ウ 提出先 さいたま市保健所
- エ 添付書類 ・管理栄養士、栄養士、調理師の変更の場合には、管理栄養士・栄養士名簿、調理師名簿
- ・施設の構造の変更の場合には、施設の平面図

項 目		記 入 方 法
1	施設番号	施設番号を記入
2	年月日	給食変更届の提出年月日を記入
3	設置者の住所・氏名	当該施設の設置者の住所と氏名を記入
4	施設の名称	当該施設の名称を記入
5	施設の所在地・電話番号	当該施設の所在地、電話番号を記入
6	変更箇所	現在の届出内容に変更が生じた箇所の「有」の項目にチェックを入れる 設置者の住所、設置者氏名、施設の名称、施設の所在地、電話番号、施設の管理者、栄養管理・給食部門の責任者、給食従事職員、運営の形態、委託先、委託内容、1日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数、施設の構造
7	変更前	現在の届出内容を記入 ※記入方法は5,6頁参考
8	変更後	変更後の内容を記入
9	変更年月日	変更箇所ごとに変更年月日を記入



根拠法令等

健康増進法（平成14年8月2日 法律第103号）

（特定給食施設の届出）

第20条 特定給食施設（特定かつ多数の者に対して継続的に食事を提供する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置した者は、その事業の開始の日から1月以内に、その施設の所在地の都道府県知事に厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、同項の厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、変更の日から1月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を休止し、又は廃止したときも、同様とする。

さいたま市健康増進法施行細則（平成15年4月1日 さいたま市規則第155号）

（給食施設等の変更の届出）

第4条 特定給食施設及び小規模給食施設の設置者は、前条の規定による届出の内容に変更があったときは、速やかに給食変更届（様式第3号）を保健所長に提出しなければならない。

記入例

給食変更届

施設番号	
記号	数字
E	〇〇

□□〇〇年〇月〇日

（宛先）さいたま市保健所長

届出者 設置者の住所

さいたま市〇〇区△△

設置者氏名

〇〇 △△△

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名）

届出の内容に変更があったので、次のとおり届け出ます。

施設名称		△△△△△保育園											
施設の所在地		さいたま市△△区△△町△△丁目△番△△号											
電話番号		〇〇〇-△△△△											

変更箇所	有	変更前	変更後	変更年月日									
設置者の住所	✓	さいたま市〇〇区〇〇	さいたま市〇〇区△△	R6.4.1									
設置者氏名	✓	〇〇 〇〇〇	〇〇 △△△	R6.4.1									
施設名称	✓	〇〇〇〇〇保育園	△△△△△保育園	R6.4.1									
施設の所在地	✓	さいたま市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇〇号	さいたま市△△区△△町△△丁目△番△△号	R6.4.1									
電話番号	✓	〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇〇-△△△△										
施設の 管理者	所属部署											R6.4.1	
	職名	園長											
	氏名	〇〇 △△△											
栄養管理・ 給食部門の 責任者	所属部署	総務課										R6.4.1	
	職名	栄養士											
	氏名	〇〇 △△△											
給食従事 職員	他施設との重複	✓有	施設名	〇〇〇〇〇	有	施設名						R6.4.1	
		無											R6.4.1
	区分	設置者	委託先	計	設置者	委託先	計						
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤		
	管理栄養士	1				1					1		
	栄養士		1			1							
	調理師	5				5			3	2	3	2	
	その他		3			3			3		3		
	計	6	4			6	4	1	3	5	4	5	
	添付書類	給食従事職員（管理栄養士・栄養士・調理師）が変更の場合											
運営の形態	✓	直営	委託	直営	委託							R6.4.1	
	✓	その他		✓その他	一部委託								
委託先	名称	〇〇〇〇株式会社										R6.4.1	
	所在地	東京都〇〇区△△町〇丁目〇番〇〇号											
	代表者氏名	代表取締役 〇〇 △△△											
	電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇											
委託内容	献立作成	材料購入	調理	献立作成	✓材料購入	✓調理						R6.4.1	
	配膳	下膳	食器洗浄	✓配膳	✓下膳	✓食器洗浄							
	施設外調理	栄養教育		施設外調理	栄養教育								
	その他	〇〇〇〇											
	✓												
1日の予定給食数 及び各食ごとの 予定給食数	朝食	昼食	夕食	その他 午前おやつ	その他 午後おやつ	計	朝食	昼食	夕食	その他 午前おやつ	その他 午後おやつ	計	R6.4.1
	✓		200		50	200	450		300		50	300	650
施設の構造	添付書類	✓	施設の構造が変更の場合										R6.4.1

添付がある場合はチェックする

③ 給食休止(廃止)届

- ア 届出者 特定給食施設及び小規模給食施設の設置者
 イ 提出時期 給食を休止又は廃止した日から1か月以内 ※速やかに
 ウ 提出先 さいたま市保健所

項 目		記 入 方 法
1	施設番号	施設番号を記入
2	年月日	給食休止(廃止)届の提出年月日を記入
3	設置者の住所・氏名	当該施設の設置者の住所と氏名を記入
4	施設の名称	当該施設の名称を記入
5	施設の所在地・電話番号	当該施設の、所在地、電話番号を記入
6	休止の予定期間	当該施設における給食を休止する場合、休止の期間を記入
7	廃止の期日	当該施設における給食を廃止する場合、廃止の期日を記入
8	休止(廃止)の理由	当該施設における給食の休止又は廃止の理由を記入。 ※給食を休止後、再開した場合は、給食開始(再開)届を提出する

※ 一定期間、提供している食数が1回50食以上又は1日100食以上に満たなくなった時には「給食廃止届」を提出することができます。

しかし、給食廃止届提出後に一定期間、提供している食数が1回50食以上又は1日100食以上になった時には、再度「給食開始届」の提出が必要になります。



根拠法令等

健康増進法（平成14年8月2日 法律第103号）

（特定給食施設の届出）

第20条 特定給食施設（特定かつ多数の者に対して継続的に食事を提供する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置した者は、その事業の開始の日から1月以内に、その施設の所在地の都道府県知事に厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、同項の厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、変更の日から1月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を休止し、又は廃止したときも、同様とする。

さいたま市健康増進法施行細則（平成15年4月1日 さいたま市規則第155号）

（給食の休止又は廃止の届出）

第5条 特定給食施設及び小規模給食施設の設置者は、給食を休止し、又は廃止したときは、給食休止（廃止）届（様式第4号）を保健所長に提出しなければならない。

記入例

様式第4号（第5条関係）

給 食 休 止 （ 廃 止 ） 届

施 設 番 号	
記号	数字
B	〇〇

□□〇〇年〇月〇日

（宛先）さいたま市保健所長

届出者 設置者の住所

さいたま市〇〇区〇〇

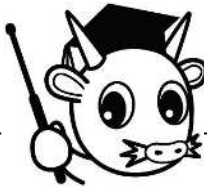
設置者氏名

〇〇 〇〇〇

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名）

給食を休止（廃止）したので、次のとおり届け出ます。

施 設 の 名 称	〇〇〇〇〇病院
施 設 の 所 在 地	さいたま市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇〇号
電 話 番 号	〇〇〇－△△△△
休 止 の 予 定 期 間	□□〇〇年〇月〇日 から □□〇〇年〇月〇〇日
廃 止 の 期 日	年 月 日
休 止 （ 廃 止 ） の 理 由	施設の改築のため給食を休止する

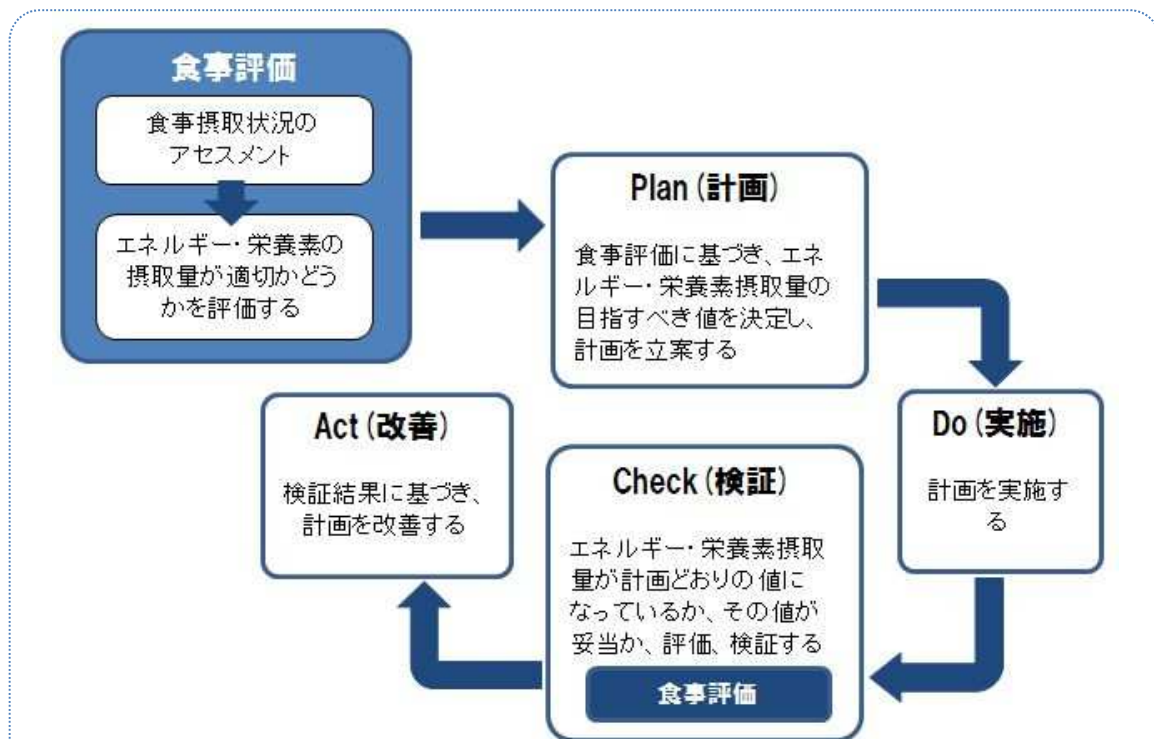


ポイント

★食事摂取基準の活用とPDCAサイクル

特定給食施設等における栄養・食事計画は、それぞれの施設の種類や目的に応じて、PDCA サイクルに基づき行うことが重要です。

まずは、食事摂取状況のアセスメントから始め、エネルギー・栄養素の摂取量が適切かどうかを評価し（食事評価）、食事改善計画の立案（P）、食事改善を実施（D）、検証（C）を行います。検証の結果を踏まえ、計画や実施の内容を改善（A）しましょう。

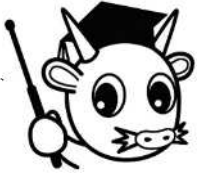


食事摂取基準の活用とPDCA サイクル

（引用） 日本人の食事摂取基準(2020 年版)
令和 2 年1 月 厚生労働省

食事摂取基準は、健康な個人並びに集団を対象として、国民の健康の保持・増進、生活習慣病の予防のために参照するエネルギー及び各栄養素の摂取量の基準を示すものです。
食事摂取基準を適切に理解し、活用しましょう





ポイント

★特定給食施設等が行うべき栄養管理の基準

健康増進法(第21条第3項)では、特定給食施設の設置者の責務において、次の基準に従って適切な栄養管理を行うこととしています。

健康増進法施行規則第9条（栄養管理の基準）	特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について 厚生労働省健康局健康課長（健健発 0331 第2号別添2(令和2年3月31日)）	
1 当該特定給食施設を利用して食事の供給を受ける者の身体状況、栄養状態、生活習慣等を定期的に把握し、これらに基づき、適当な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供及びその品質管理を行うとともに、これらの評価を行うよう努めること	1 身体の状態、栄養状態等の把握、食事の提供、品質管理及び評価について	(1) 利用者の性、年齢、身体の状態、食事の摂取状況及び生活状況等を定期的に把握すること。 なお、食事の摂取状況については、可能な限り、給食以外の食事の状況も把握するよう努めること。 (2) (1)で把握した情報に基づき給与栄養量の目標を設定し、食事の提供に関する計画を作成すること。 なお、利用者間で必要な栄養量に差が大きい場合には、複数献立の提供や量の調整を行う等、各利用者に対して適切な選択肢が提供できるよう、工夫すること。複数献立とする場合には、各献立に対して給与栄養量の目標を設定すること。 (3) (2)で作成した計画に基づき、食材料の調達、調理及び提供を行うこと。 (4) (3)で提供した食事の摂取状況を定期的に把握するとともに、身体状況の変化を把握するなどし、これらの総合的な評価を行い、その結果に基づき、食事計画の改善を図ること。 (5) なお、提供エネルギー量の評価には、個々人の体重、体格の変化並びに肥満及びやせに該当する者の割合の変化を参考にすること。 ただし、より適切にエネルギー量の過不足を評価できる指標が他にある場合はこの限りではない。
2 食事の献立は、身体の状態等のほか、利用者の日常の食事の摂取量、嗜好等に配慮して作成するよう努めること	2 提供する食事（給食）の献立について	(1) 給食の献立は、利用者の身体の状態、日常の食事の摂取量に占める給食の割合、嗜好等に配慮するとともに、料理の組合せや食品の組合せにも配慮して作成するよう努めること。 (2) 複数献立や選択食（カフェテリア方式）のように、利用者の自主性により料理の選択が行われる場合には、モデル的な料理の組合せを提示するよう努めること。
3 献立表の掲示並びに熱量及びたんぱく質、脂質、食塩等の主な栄養成分の表示等により、利用者に対して、栄養に関する情報の提供を行うこと	3 栄養に関する情報の提供について	(1) 利用者に対し献立表の掲示や熱量、たんぱく質、脂質、食塩等の主要栄養成分の表示を行うなど、健康や栄養に関する情報の提供を行うこと。 (2) 給食は、利用者が正しい食習慣を身に付け、より健康的な生活を送るために必要な知識を習得する良い機会であるため、各々の施設の実情に応じ利用者等に対して各種の媒体を活用することなどにより知識の普及に努めること。
4 献立表その他必要な帳簿等を適正に作成し、当該施設に備え付けること	4 書類の整備について	(1) 献立表など食事計画に関する書類とともに、利用者の身体状況など栄養管理の評価に必要な情報について適正に管理すること。 (2) 委託契約を交わしている場合は、委託契約の内容が確認できるよう委託契約書等を備えること。
5 衛生の管理については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令の定めるところによること	5 衛生管理について	給食の運営は、衛生的かつ安全に行われること。具体的には、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、「大規模食中毒対策等について」（平成9年3月24日付け衛食第85号生活衛生局長通知）の別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」その他関係法令等の定めるところによること。
	6 災害等の備えについて	災害等発生時であっても栄養管理基準に沿った適切な栄養管理を行うため、平時から災害等発生時に備え、食料の備蓄や対応方法の整理など、体制の整備に努めること。

④ 栄養管理報告書

栄養管理報告書は、施設における栄養管理の状況を自己チェックを入れるとともに課題を見出し、栄養管理等の水準を向上させていくことにつなげていくために作成するものです。保健所は、この報告書を通じて施設と課題を共有し、改善に向けた支援を行います。

ア 届出者 特定給食施設及び小規模給食施設の管理者

イ 提出時期 毎年6月に実施した給食について7月20日までに提出

ウ 提出先 さいたま市保健所

エ 項目別記載目的 栄養管理報告書における各項目の記載目的は次のとおりです。

項 目		記載目的
1	施設番号	保健所における施設管理のため記載にご協力をお願いいたします。
2	提出年月日	いつの状態の報告書であるかを記録しておくことで、施設における栄養管理の経過がわかります。
3	施設管理者	施設管理者は、設置者とならんで栄養管理の役割・責任があるため確認する必要があります。
4	管理栄養士必置指定	管理栄養士必置施設指定を受けている場合は、管理栄養士の配置により施設の栄養管理をより推進することが期待されているので確認する必要があります。 ※管理栄養士必置施設指定とは、健康増進法第21条の規定により、さいたま市保健所長が管理栄養士を置かなければならない施設として指定している場合をいいます。
5	施設名・設置者名 所在地・電話番号	施設全体の健康管理の一環として栄養管理を位置づけるため記載しておく必要があります。 「設置者名」は、施設設置者に栄養管理の役割・責任があるため、確認しておく必要があります。
6	栄養管理・給食部門 の責任者	栄養管理・給食管理をどのようにすすめていくかを検討するために、施設の組織上、どの部門に位置づけられているのかを確認する必要があります。
7	報告書の作成者	報告書の内容について、確認等をするために記載が必要です。
8	運営の形態・委託先	栄養管理と給食管理を一体化してすすめていくためには、「直営」か「委託」かによって、その進め方が異なるため確認が必要です。 ・栄養管理を外部委託する場合、設置者と受託先との連携・協力のもと、食事内容やサービス等の向上に努める必要があります。食事の問題点などを利用者や他部門にしわ寄せしないためにも、管理区分、経費区分を明確にし、書面で取り交わすとともに、定期的に両方で栄養管理運営・内容などが良好かの話し合いの機会を持つことが必要です。
9	栄養管理における理 念・方針・目標	施設は、利用者の健康管理、QOLの向上に対する給食の理念・方針・目標を明確にし、施設内外で共有することにより、効果的な向上につながるため、これらについて確認することが必要です。
10	栄養管理等について 検討する会議の有無	栄養管理・給食管理に関する会議を定期的実施し、施設の健康管理の一環として栄養管理についての話し合いをすることにより、施設全体としての改善につながります。 ・また、どのような人が会議に参加しているかによっても改善できる範囲が異なるので、施設の改善目標の達成に必要なメンバー構成になっているか、確認してみる必要があります。

項 目		記載目的
11	給食従事職員数	栄養管理・給食管理に従事するスタッフがどのくらい配置されているかは、どのように栄養管理を進めていくかを定める上で重要な条件であるため確認する必要があります。 特に、管理栄養士の必置指定の施設は、施設の社会的な役割として、管理栄養士による栄養管理の充実が期待されています。
12	1日あたりの平均給食数	食数は、特定給食施設、小規模給食施設及び管理栄養士必置指定の基準になります。 ・食数の把握は、栄養・給食の計画を立てる上で基本情報となります。 また、事業所等の場合、対象者のうちどのくらいの人給食を食べているのかを把握することで、給食による栄養管理が可能な範囲と、それ以外による栄養管理が必要な範囲を明確にできるため、社員の健康管理をしていく方針を立てることに役立ちます。
13	対象者の把握	利用者(事業所等の場合、給食対象者)の年齢階級別、性別、身体活動レベル別の人数を把握することは、給与栄養目標量の算出のために必須であり、栄養管理の基本となるため、定期的に把握する必要があります。 ・定期的に、性、年齢階級、身体活動レベル、その他健康状態の把握を行うことにより、対象者の健康・栄養上の課題を把握し、栄養管理の目標を設定する上で必要です。また、改善の評価をする上でも必要です。 ・健康状態の把握に関しては、関係各部門との連携により把握することが必要です。 ・身長、体重からBMIを算出し、肥満及びやせに該当する者の割合の変化を確認することは、栄養管理の目標設定、食事量、食事選択の際の情報提供、栄養教育の内容を判断する際に最低必要な情報です。 ・生活習慣や疾病状況の有無については、健康診断等で実施している高血圧症、脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病の出現率を把握し、栄養管理の目標設定、食事内容、食事選択の際の情報提供、栄養教育の内容を決める際に役立ちます。その他、施設の方針に応じて、把握する項目を決めることが望まれます。
14	給与栄養目標量の設定	対象者の状況、特性にあった食事を提供するため、適切に定期的に給与栄養目標量を算出し、提供する食事に反映させることが必要です。 ※施設の特性に応じて設定しましょう。
15	摂取状況の把握	提供した食事がどの程度摂取されたかを把握し、給与栄養目標量と大きくずれていないかを確認し、提供された食事の適切な判断をするために必要です。 ・どの料理が残るかによって次の食事内容の改善や栄養情報の提供につながります。しかし、実際には個々の献立について平均摂取量を算出することは困難な場合が多いので、その際には出食数(事業所においては販売数・量)などを把握することにより、食事の改善や、情報の提供など栄養管理に反映させることができます。 ・例えば、野菜が残るようであれば、野菜の調理法の工夫や野菜摂取を促す栄養情報の提供をすることなどが考えられます。

項 目		記載目的
16	利用者による食事の評価	提供した食事内容が利用者にあったものであるか、対象者の意思が反映されているかどうかを確認し、その結果から課題を見出し、改善策を考え、次の食事にいかしていくことが、利用者のQOL向上や栄養管理のために必要です。
17	利用者への健康・栄養情報の提供	事前に献立を提示することは、対象者が自分の健康状態や嗜好にあわせて食事を選択するために必要です。 ・献立に栄養成分を表示することは、対象者が自分に必要な量と質の食事を選択するために必要です。対象者の課題にあわせて、例えば脂質異常症の利用者が多い場合は、コレステロールの栄養成分を表示するなどの工夫も栄養管理に必要なことです。 ・対象者が、自分に必要な質と量の食事が分かるような情報提供や栄養教育は、栄養成分表示と合わせて、対象者が自分の健康管理のために適切な食事を選択し、健康を自己管理するために必要です。
18	給食従事者向け研修会への参加	給食従事者(管理栄養士・栄養士・調理師・調理員等)が、業務に必要な研修に参加することで、施設における栄養管理・給食管理(衛生管理)の向上につながります。 ・また、栄養や健康に関する情報は日々更新されていることから、常に新しい情報を入手し活用する必要があります。
19	危機発生時の給食体制整備	危機発生時に備え、施設における危機発生時の給食体制について検討し、マニュアル等を整備する必要があります。 ・平時から食料の備蓄をしておくことは、利用者の健康、栄養管理のために必要です。備蓄食品は期限前の有効活用をしましょう。 ・近隣住民に対する食糧提供等の支援体制については、保健所において危機管理体制を整備する上で重要な情報として把握しておく必要があります。
20	施設の自己評価・今後改善したいこと	施設の管理者、栄養管理・給食管理担当者が、自己チェックの結果をどのように捉え、どのようなことを問題視し、改善したいと考えているかを記載することにより、今後の改善等へつなげることができます。 ※記載の改善等は、保健所が特定給食施設等の栄養指導・支援等を実施する際の参考にします。

栄養管理報告書 記入方法（その1）： 学校(小学校・中学校・高等学校・特別支援学校)

項 目		記入方法
1	施設番号	施設番号を記入
2	年月日	栄養管理報告書の提出年月日を記入
3	報告者	報告者は、施設管理者とする 施設管理者の職名・氏名を記入 ※給食を委託している場合も、当該施設の管理者が報告する
4	管理栄養士必置施設指定	管理栄養士必置施設の指定の有無について、該当する項目にチェックを入れる
5	施設の名称	当該施設の正式名称を記入
6	設置者氏名	当該施設の設置者の氏名を記入
7	施設の所在地 電話番号・FAX	当該施設の所在地、電話番号・FAX 番号を記入
8	栄養管理・給食部門 の責任者	実質的に当該施設における栄養管理・給食部門の責任者の所属部署、職名、氏名を記入 ※保健所からの連絡等を受ける人 ※給食を委託している場合も、当該施設の責任者とする
9	報告書作成者	栄養管理報告書を作成した当該施設の担当者の所属部署の名称、職名・氏名を記入
10	運営の形態	該当する運営の形態について、該当する項目にチェックを入れる ・「委託」とは、給食運営のすべてを委託している場合 ・「一部委託」の場合、「その他」の項目にチェックし、「一部委託」と記入 ※「一部委託」とは、経営主体が直接給食を運営するが、給食業務の一部（例えば配膳・下膳など）を外部に委託している場合をいう
11	委託先・委託内容	運営の形態が「委託」、「一部委託」の場合に記入 委託先の名称、郵便番号、所在地、電話番号、代表者の氏名を記入 ・委託内容について該当する項目にチェックを入れる
12	栄養管理における理念・方針・目標	施設での栄養管理の理念・方針・目標の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合、その内容について具体的に記入 ・「有」の場合、その内容についての施設内での共有の有無について、チェックを入れる
13	栄養管理等について検討する会議	施設での栄養管理等について検討する会議の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合、年間の会議実施回数を記入 ・「有」の場合、会議の構成員について、該当する項目にチェックを入れ、合計人数を記入
14	給食従事職員数	さいたま市保健所に給食開始届を提出している他施設との重複の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合は、施設名を記入 ・当該施設の給食従事者の配置(設置者・委託先)、勤務形態(常勤・非常勤)、職種(管理栄養士・栄養士・調理師・その他)ごとに人数及び合計の人数を記入

項 目		記入方法
15	1 日あたりの平均給食数	当該施設の 6 月(1 か月間)の 1 日当たりの朝・昼・夕・その他の平均給食数を記入 ・「その他」には、おやつ等を記入
16	給食の形態等	アレルギー対応食の実施の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合、主なアレルギー対応食品を記入 食堂・ランチルームの設置の有無について、該当する項目にチェックを入れる
17	対象者の把握	対象者の身体状況等の把握の有無について、該当する項目にチェックを入れる 対象者(職員を除く)の今年度と比較時(例えば、前年度)の肥満・やせの割合(%)を記入 ・比較時の年月を記入 今年度と比較時の割合の増減は＋または－を記入、増減がない場合は 0 を記入 ※今年度の結果が出ていない場合は、直近のものとその 1 年前のものを記入 ・児童・生徒は学校保健統計調査方式により、肥満は＋20%以上、やせは－20%以下とする $\text{肥満(やせ)の割合(\%)} = \text{肥満(やせ)の人数} \div \text{対象者の人数} \times 100$
18	給与栄養目標量の設定	給与栄養目標量の設定の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・給与栄養目標量の設定区分数を記入 ・設定区分が複数ある場合に使用する別紙の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・給与栄養目標量の設定区分ごとに、エネルギー及び栄養素の給与栄養目標量(範囲)と 6 月(1 か月間)の 1 日平均の実施給与栄養量を記入
19	摂取状況の把握	摂取状況の把握の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合、1 日あたりの実施回数を記入 ・「有」の場合、把握方法について、該当する項目にチェックを入れる
20	利用者による食事の評価	利用者による食事の評価の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合、年間の実施回数を記入 ・「有」の場合、調査方法について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合、改善課題について具体的に記入
21	利用者への健康・栄養情報の提供	利用者への健康・栄養情報の提供の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合、実施内容について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合、栄養教育の実施の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合は指導の形態の該当する項目にチェックを入れる 栄養教育の内容について、具体的に記入

項 目		記入方法
22	給食従事者向け研修会への参加	給食従事者向け研修会への参加の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合、年間の参加回数を記入 ・「有」の場合、主な研修の内容について記入 ※研修会は、施設で実施した研修、施設以外の研修いずれも含む
23	危機発生時の給食体制整備	危機発生時の給食体制整備の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合、危機発生時の給食体制マニュアルの有無について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合、保管食品の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・保管食品「有」の場合、食品名、保管食数、保管場所について記入 また、近隣住民に対する食糧提供体制の有無について、該当する項目にチェックを入れる
24	施設の自己評価・今後改善したいこと等	給食施設の管理者及び栄養管理等担当者それぞれの施設の自己評価・今後改善したいことなどについて記入

様式第7号（その1）（第7条関係）

施設番号	
記号	数字

栄 養 管 理 報 告 書

年 月 日

（宛先）さいたま市保健所長

報告者	施設管理者	
	職・氏名	

栄養管理状況について、次のとおり報告します。

健康増進法第21条第1項の規定による管理栄養士必置施設指定				有	無
施設名称		設置者氏名			
施設の所在地		電話番号			
		F	A	X	
栄養管理・給食部門の責任者	所属部署		職名		氏名
報告書作成者	所属部署		職名		氏名
運営の形態		直営	委託	その他	
委託先	名称				
	所在地		電話番号		
	代表者氏名				
委託内容	献立作成	材料購入	調理		
	配膳	下膳	食器洗浄		
	施設外調理	栄養教育	その他		
栄養管理における理念・方針・目標	栄養管理における理念・方針・目標について具体的に記入				
	有				
	無	施設内での共有	有	無	
栄養管理等について検討する会議	実施回数	回／年			
	構成員	施設管理者	管理栄養士	栄養士	
		養護教諭	調理師	調理員	
		給食利用者	事務職員	保護者	
		その他			
		計 人			

給食従事職員	他施設との重複		☐	有	施設名			
			☐	無				
	区分		管理栄養士	栄養士	調理師	その他	計	
	設置者	常勤						
		非常勤						
委託先	常勤							
	非常勤							
1日あたりの 平均給食数	区分		朝食	昼食	夕食	その他	計	
	職員・その他							
	計							
給食形態等	アレルギー対応食	☐	有	☐	無	主なアレルギー対応食品		
	食堂・ランチルーム	☐	有	☐	無			
対象者の把握	把握内容	☐	性別	☐	年齢	☐	身長	
		☐	体重	☐	BMI	☐	カウプ指数	
		☐	肥満・やせ	☐	生活習慣	☐	疾病状況	
		☐	その他					
☐	有	肥満とやせの変化		比較時			(年 月)	
☐	無	肥満	今年度		比較時		増減	
			%		%		%	
	やせ	今年度		比較時		増減		
			%		%		%	
給与栄養目標量の 設定	設定区分数		区分					
	※設定区分が複数ある場合は各区分ごとに記入 (別紙)		☐	有	☐	無		
	エネルギー及び栄養素		単位	※区分1 対象者				
				給与栄養目標量 (範囲)		実施給与栄養量		
	エネルギー		kcal					
	たんぱく質		g					
	脂質		g					
	ビタミンA		μgRE					
	ビタミンB1		mg					
	☐	有	ビタミンB2		mg			
	☐	無	ビタミンC		mg			
		カルシウム		mg				
		鉄		mg				
		食塩相当量		g				
食物繊維		g						
摂取状況の把握		実施回数 回/日						
☐	有	方法	☐	残菜調査	☐	摂取量調査		
☐	無		☐	その他				

利用者による 食事の評価	実施回数 回／年						
	方法		食事内容調査		嗜好調査		
			その他				
	有						
	無	改善課題					
利用者への健康・ 栄養情報の提供	実施内容		献立表の配布及び掲示		栄養成分表示		ポスターやリーフレットの掲示
			給食だよりの配布及び掲示		卓上メモの設置		サンプル品の展示
			その他				
		有		個別指導		集団指導	
		無	栄養教育 栄養教育内容				
			無				
給食従事者向け研修会への参加	参加回数 回／年						
	有	主な研修内容					
	無						
危機発生時の 給食体制整備	危機発生時の給食体制マニュアル			有		無	
	保管食品	食品名					
		保管食数		人分を		日分保管	
		有	保管場所	厨房内		防災保管庫	
		無		その他			
	近隣住民に対する食糧提供体制			有		無	
施設の自己評価・ 今後改善したいこと等	給食施設の管理者						
	栄養管理等担当者						

注1 様式第7号（その1）は、「学校（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）」用として使用します。

栄養管理報告書 記入方法（その2）： 病院

項 目		記入方法
1	施設番号	施設番号を記入
2	年月日	栄養管理報告書の提出年月日を記入
3	報告者	報告者は、施設管理者とする 施設管理者の職名・氏名を記入 ※給食を委託している場合も、当該施設の管理者が報告する
4	管理栄養士必置施設指定	管理栄養士必置施設の指定の有無について、該当する項目にチェックを入れる
5	施設の名称	当該施設の正式名称を記入
6	設置者氏名	当該施設の設置者の氏名を記入
7	施設の所在地 電話番号・FAX	当該施設の所在地、電話番号・FAX 番号を記入
8	栄養管理・給食部門 の責任者	実質的に当該施設における栄養管理・給食部門の責任者の所属部署、職名、氏名を記入 ※保健所からの連絡等を受ける人 ※給食を委託している場合も、当該施設の責任者とする
9	報告書作成者	栄養管理報告書を作成した当該施設の担当者の所属部署の名称、職名・氏名を記入
10	運営の形態	該当する運営の形態について、該当する項目にチェックを入れる ・「委託」とは、給食運営のすべてを委託している場合 ・「一部委託」の場合、「その他」の項目にチェックし、「一部委託」と記入 ※「一部委託」とは、経営主体が直接給食を運営するが、給食業務の一部（例えば配膳・下膳など）を外部に委託している場合をいう
11	委託先・委託内容	運営の形態が「委託」、「一部委託」の場合に記入 委託先の名称、郵便番号、所在地、電話番号、代表者の氏名を記入 ・委託内容について該当する項目にチェックを入れる
12	栄養管理における理念・方針・目標	施設での栄養管理の理念・方針・目標の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合、その内容について具体的に記入 ・「有」の場合、その内容についての施設内での共有の有無についてチェックを入れる
13	栄養管理等について検討する会議	施設での栄養管理等について検討する会議の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合、年間の会議実施回数を記入 ・「有」の場合、会議の構成員について、該当する項目にチェックを入れ、合計人数を記入
14	給食従事職員数	さいたま市保健所に給食開始届を提出している他施設との重複の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合は、施設名を記入 ・当該施設の給食従事者の配置（設置者・委託先）、勤務形態（常勤・非常勤）、職種（管理栄養士・栄養士・調理師・その他）ごとに人数及び合計の人数を記入

項 目		記入方法
15	1 日あたりの平均給食数	当該施設の病床数と、6 月(1 か月間)の 1 日当たりの朝・昼・夕・その他の平均給食数について、一般食・特別(治療)食・経管栄養・その他・職員ごとに記入 ※その他は具体的に記入
16	対象者の把握	対象者の身体状況等の把握の有無について、該当する項目にチェックを入れる ※その他は具体的に記入
17	栄養管理計画書の作成	栄養管理計画書の作成の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合、6 月(1 か月間)の総入院数に対する栄養管理計画書の作成率を記入 $\text{作成率}(\%) = (\text{作成回数} / \text{総入院数}) \times 100$ ※6 月中に 1 人の方が退院し再入院した場合は「2」と数える
18	一般治療食の給与栄養目標量の設定	一般治療食の給与栄養目標量の設定の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・給与栄養目標量の設定区分数を欄に記入 ・給与栄養目標量の設定区分ごとに、エネルギー及び栄養素の給与栄養目標量(範囲)と 6 月(1 か月間)の 1 日平均の実施給与栄養量を記入 ※設定区分が複数ある場合は、別紙に記入
19	特別治療食の給与栄養目標量の設定	特別治療食(加算食)の給与栄養目標量の設定の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合、特別治療食の種類について具体的に記入
20	摂取状況の把握	摂取状況の把握の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合、1 日あたりの実施回数を記入 ・「有」の場合、把握方法について、該当する項目にチェックを入れる
21	利用者による食事の評価	利用者による食事の評価の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合、年間の実施回数を記入 ・「有」の場合、調査方法について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合、改善課題について具体的に記入
22	利用者への健康・栄養情報の提供	利用者への健康・栄養情報の提供の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合、実施内容について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合、栄養教育の実施の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合は指導の形態の該当する項目にチェックを入れる 栄養教育の内容について、具体的に記入
23	給食従事者向け研修会への参加	給食従事者向け研修会への参加の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合、年間の参加回数を記入 ・「有」の場合、主な研修の内容について記入 ※研修会は、施設で実施した研修、施設以外の研修いずれも含む

項 目		記入方法
24	危機発生時の給食体制整備	危機発生時の給食体制整備の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合、危機発生時の給食体制マニュアルの有無について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合、保管食品の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・保管食品「有」の場合、食品名、保管食数、保管場所について記入 また、近隣住民に対する食糧提供体制の有無について、該当する項目にチェックを入れる
25	施設の自己評価・今後改善したいこと等	給食施設の管理者及び栄養管理等担当者それぞれの施設の自己評価・今後改善したいことなどについて記入

様式第7号（その2）（第7条関係）

施設番号	
記号	数字

栄 養 管 理 報 告 書

年 月 日

（宛先）さいたま市保健所長

 報告者 施設管理者
 職・氏名

栄養管理状況について、次のとおり報告します。

健康増進法第21条第1項の規定による管理栄養士必置施設指定				有		無	
施設名称				設置者氏名			
施設の所在地				電話番号			
				F A X			
栄養管理・給食部門の責任者		所属部署		職名		氏名	
報告書作成者		所属部署		職名		氏名	
運営の形態		直営		委託		その他	
委託先	名称						
	所在地					電話番号	
	代表者氏名						
委託内容	献立作成		材料購入		調理		
	配膳		下膳		食器洗浄		
	施設外調理		栄養教育		その他		
栄養管理における理念・方針・目標		栄養管理における理念・方針・目標について具体的に記入					
有							
無		施設内での共有		有		無	
栄養管理等について検討する会議		実施回数 回／年					
有	構成員	施設管理者		医師		管理栄養士	
		栄養士		看護師		調理師	
		調理員		給食利用者		事務職員	
		その他					
無		計 人					
給食従事職員	他施設との重複		有		施設名		
			無				
	区分		管理栄養士	栄養士	調理師	その他	計
	設置者	常勤					
		非常勤					
	委託先	常勤					
非常勤							

1日あたりの 平均給食数 病床数 床	区分		朝食	昼食	夕食	その他	計	
	一般食							
	特別（治療）食							
	経管栄養							
	その他							
	職員							
計								
対象者の把握	把握内容	性別		年齢		身長		
		体重		BMI		身体活動レベル		
		生活習慣		身体活動状況		疾病状況		
		その他						
栄養管理計画書の作成	作成率		%					
一般治療食の給与 栄養目標量の設定	設定区分数	区分						
	※設定区分が複数ある場合は各区分ごとに記入（別紙）		有	無				
	エネルギー及び栄養素	単位	※区分1 対象者					
			給与栄養目標量（範囲）	実施給与栄養量				
	エネルギー	kcal						
	たんぱく質	g						
	脂質	g						
	ビタミンA	μgRE						
	ビタミンB1	mg						
	有	ビタミンB2	mg					
	無	ビタミンC	mg					
		カルシウム	mg					
		鉄	mg					
		食塩相当量	g					
		食物繊維	g					
特別治療食の給与栄養目標量の設定	種類							
有								
無								
摂取状況の把握	実施回数		回/日					
	方法	残菜調査	摂取量調査					
		その他						
利用者による 食事の評価	実施回数		回/年					
	方法	食事内容調査	嗜好調査					
		その他						
	有	改善課題						
利用者への健康・ 栄養情報の提供	実施内容	献立表の配布及び掲示	栄養成分表示	ポスターやリーフレットの掲示				
		給食だよりの配布及び掲示	卓上メニューの設置	サンプル品の展示				
		その他						
	有	有	個別指導	集団指導				
	無	栄養教育	栄養教育内容					
		無						

給食従事者向け研修会への参加		参加回数 回／年						
	有	主な研修内容						
	無							
危機発生時の 給食体制整備		危機発生時の給食体制マニュアル			有		無	
		保管食品	食品名					
			保管食数		人分を		日分保管	
			有		有	保管場所		厨房内
	無		無		その他			
		近隣住民に対する食糧提供体制			有		無	
施設の自己評価・ 今後改善したいこと等		給食施設の管理者						
		栄養管理等担当者						

注1 様式第7号（その2）は、「病院」用として使用します。

栄養管理報告書 記入方法（その3）：介護老人保健施設・介護医療院・老人福祉施設・その他(有料老人ホーム等)

項 目		記入方法
1	施設番号	施設番号を記入
2	年月日	栄養管理報告書の提出年月日を記入
3	報告者	報告者は、施設管理者とする 施設管理者の職名・氏名を記入 ※給食を委託している場合も、当該施設の管理者が報告する
4	管理栄養士必置施設指定	管理栄養士必置施設の指定の有無について該当する項目にチェックを入れる
5	施設の種類	当該施設の種類について、該当する項目にチェックを入れる
6	施設の名称	当該施設の正式名称を記入
7	設置者氏名	当該施設の設置者の氏名を記入
8	施設の所在地 電話番号・FAX	当該施設の所在地、電話番号・FAX 番号を記入
9	栄養管理・給食部門 の責任者	実質的に当該施設における栄養管理・給食部門の責任者の所属部署、職名、氏名を記入 ※保健所からの連絡等を受ける人 ※給食を委託している場合も、当該施設の責任者とする
10	報告書作成者	栄養管理報告書を作成した当該施設の担当者の所属部署の名称、職名・氏名を記入
11	運営の形態	該当する運営の形態について、該当する項目にチェックを入れる ・「委託」とは、給食運営のすべてを委託している場合 ・「一部委託」の場合、「その他」の項目にチェックし、「一部委託」と記入 ※「一部委託」とは、経営主体が直接給食を運営するが、給食業務の一部（例えば配膳・下膳など）を外部に委託している場合をいう
12	委託先・委託内容	運営の形態が「委託」、「一部委託」の場合に記入 委託先の名称、郵便番号、所在地、電話番号、代表者の氏名を記入 ・委託内容について該当する項目にチェックを入れる
13	栄養管理における理念・方針・目標	施設での栄養管理の理念・方針・目標の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合、その内容について具体的に記入 ・「有」の場合、その内容についての施設内での共有の有無についてチェックを入れる
14	栄養管理等について検討する会議	施設での栄養管理等について検討する会議の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合、年間の会議実施回数を記入 ・「有」の場合、会議の構成員について、該当する項目にチェックを入れ、合計人数を記入
15	給食従事職員数	さいたま市保健所に給食開始届を提出している他施設との重複の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合は、施設名を記入 ・当該施設の給食従事者の配置(設置者・委託先)、勤務形態(常勤・非常勤)、職種(管理栄養士・栄養士・調理師・その他)ごとに人数及び合計の人数を記入

項 目		記入方法
16	1 日あたりの平均給食数	・各区分について定員を記入 ・その他の区分は具体的に記入 施設の 6 月(1 か月間)の 1 日当たりの朝・昼・夕・その他の平均給食数について、入所者・短期入所者・通所者・その他・職員ごとに記入 ※各定員を記入し、その他は具体的に記入
17	対象者の把握	対象者の身体状況等の把握の有無について、該当する項目にチェックを入れる ※その他は具体的に記入
18	栄養ケア・マネジメントの実施	栄養ケア・マネジメント(介護保険制度)の実施の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合、6 月(1 か月間)の実施対象者数を記入
19	給与栄養目標量の設定	給与栄養目標量の設定の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・給与栄養目標量の設定区分数を記入 ・設定区分が複数ある場合に使用する別紙の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・給与栄養目標量の設定区分ごとに、エネルギー及び栄養素の給与栄養目標量(範囲)と 6 月(1 か月間)の 1 日平均の実施給与栄養量を記入
20	摂取状況の把握	摂取状況の把握の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合、1 日あたりの実施回数を記入 ・「有」の場合、把握方法について、該当する項目にチェックを入れる
21	利用者による食事の評価	利用者による食事の評価の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合、年間の実施回数を記入 ・「有」の場合、調査方法について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合、改善課題について具体的に記入
22	利用者への健康・栄養情報の提供	利用者への健康・栄養情報の提供の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合、実施内容について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合、栄養教育の実施の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合は指導の形態の該当する項目にチェックを入れる 栄養教育の内容について、具体的に記入
23	給食従事者向け研修会への参加	給食従事者向け研修会への参加の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合、年間の参加回数を記入 ・「有」の場合、主な研修の内容について記入 ※研修会は、施設で実施した研修、施設以外の研修いずれも含む

項 目		記入方法
24	危機発生時の給食体制整備	危機発生時の給食体制整備の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合、危機発生時の給食体制マニュアルの有無について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合、保管食品の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・保管食品「有」の場合、食品名、保管食数、保管場所について記入 また、近隣住民に対する食糧提供体制の有無について、該当する項目にチェックを入れる
25	施設の自己評価・今後改善したいこと等	給食施設の管理者及び栄養管理等担当者それぞれの施設の自己評価・今後改善したいことなどについて記入

様式第7号（その3）（第7条関係）

施設番号	
記号	数字

栄 養 管 理 報 告 書

年 月 日

（宛先）さいたま市保健所長

 報告者 施設管理者
 職・氏名

栄養管理状況について、次のとおり報告します。

健康増進法第21条第1項の規定による管理栄養士必置施設指定				有	無
施設の種類	介護老人保健施設	介護医療院	老人福祉施設		
	その他（有料老人ホーム等）				
施設の名 称		設 置 者 氏 名			
施設の所在地		電 話 番 号			
		F	A	X	
栄養管理・給食部門の責任者	所属部署		職名		氏名
報告書作成者	所属部署		職名		氏名
運営の形態	直営	委託	その他		
委託先	名 称				
	所 在 地			電話番号	
	代表者氏名				
委託内容	献立作成	材料購入	調理		
	配膳	下膳	食器洗浄		
	施設外調理	栄養教育	その他		
栄養管理における理念・方針・目標	栄養管理における理念・方針・目標について具体的に記入				
有					
無	施設内での共有	有	無		
栄養管理等について検討する会議	実施回数 回／年				
有	構成員	施設管理者	管理栄養士	栄養士	
		調理師	調理員	給食利用者	
		事務職員	その他		
無	計 人				

給食従事職員	他施設との重複		☐	有	施設名			
			☐	無				
	区分		管理栄養士	栄養士	調理師	その他	計	
	設置者	常勤						
		非常勤						
委託先	常勤							
	非常勤							
1日あたりの 平均給食数	区分	朝食	昼食	夕食	その他	その他	計	
	定員							
	入所者							
	短期入所者							
	通所者							
	その他（ ）							
	職員							
	計							
対象者の把握	把握内容	☐	性別	☐	年齢	☐	身長	
		☐	体重	☐	BMI	☐	身体活動レベル	
		☐	生活習慣	☐	身体活動状況	☐	疾病状況	
		☐	その他					
栄養ケア・マネジメントの実施	対象者数		備考					
☐	有							
☐	無							
給与栄養目標量 の設定	設定区分数		区分					
	※設定区分が複数ある場合は各区分ごとに記入（別紙）		☐	有	☐	無		
	エネルギー及び栄養素	単位	※区分1 対象者					
			給与栄養目標量（範囲）		実施給与栄養量			
	エネルギー	kcal						
	たんぱく質	g						
	脂質	g						
	ビタミンA	μgRE						
	ビタミンB1	mg						
	☐	有	ビタミンB2		mg			
	☐	無	ビタミンC		mg			
		カルシウム		mg				
		鉄		mg				
		食塩相当量		g				
		食物繊維		g				

撮 取 状 況 の 把 握		実施回数				回／日		
	有	方法		残菜調査		摂取量調査		
	無			その他				
利 用 者 に よ る		実施回数		回／年				
食 事 の 評 価		方法		食事内容調査		嗜好調査		
	有			その他				
	無	改善課題						
利用者への健康・ 栄養情報の提供		実施内容		献立表の配布及び掲示		栄養成分表示		ポスターやリーフレットの掲示
				給食だよりの配布及び掲示		卓上メモの設置		サンプル品の展示
				その他				
	有	栄養教育		有		個別指導		集団指導
	無		栄養教育内容					
				無				
給食従事者向け研修会への参加		参加回数		回／年				
	有	主な研修内容						
	無							
危機発生時の 給食体制整備		危機発生時の給食体制マニュアル			有		無	
		保管食品	食品名					
			保管食数		人分を		日分保管	
	有	保管場所	有		厨房内		防災保管庫	
	無		無		その他			
		近隣住民に対する食糧提供体制			有		無	
施設の自己評価・ 今後改善したいこと等		給食施設の管理者						
		栄養管理等担当者						

注1 様式第7号（その3）は、「介護老人保健施設・介護医療院・老人福祉施設・その他（有料老人ホーム等）」用として使用します。

栄養管理報告書 記入方法（その4）： 学校(幼稚園・認定こども園)・児童福祉施設

項 目		記入方法
1	施設番号	施設番号を記入
2	年月日	栄養管理報告書の提出年月日を記入
3	報告者	報告者は、施設管理者とする 施設管理者の職名・氏名を記入 ※給食を委託している場合も、当該施設の管理者が報告する
4	管理栄養士必置施設指定	管理栄養士必置施設の指定の有無について該当する項目にチェックを入れる
5	施設の名称	当該施設の正式名称を記入
6	設置者氏名	当該施設の設置者の氏名を記入
7	施設の所在地 電話番号・FAX	当該施設の所在地、電話番号・FAX 番号を記入
8	栄養管理・給食部門 の責任者	実質的に当該施設における栄養管理・給食部門の責任者の所属部署、職名、氏名を記入 ※保健所からの連絡等を受ける人 ※給食を委託している場合も、当該施設の責任者とする
9	報告書作成者	栄養管理報告書を作成した当該施設の担当者の所属部署の名称、職名・氏名を記入
10	運営の形態	該当する運営の形態について、該当する項目にチェックを入れる ・「委託」とは、給食運営のすべてを委託している場合 ・「一部委託」の場合、「その他」の項目にチェックし、「一部委託」と記入 ※「一部委託」とは、経営主体が直接給食を運営するが、給食業務の一部（例えば配膳・下膳など）を外部に委託している場合をいう
11	委託先・委託内容	運営の形態が「委託」、「一部委託」の場合に記入 委託先の名称、郵便番号、所在地、電話番号、代表者の氏名を記入 ・委託内容について該当する項目にチェックを入れる
12	栄養管理における理念・方針・目標	施設での栄養管理の理念・方針・目標の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合、その内容について具体的に記入 ・「有」の場合、その内容についての施設内での共有の有無についてチェックを入れる
13	栄養管理等について検討する会議	施設での栄養管理等について検討する会議の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合、年間の会議実施回数を記入 ・「有」の場合、会議の構成員について、該当する項目にチェックを入れ、合計人数を記入
14	給食従事職員数	さいたま市保健所に給食開始届を提出している他施設との重複の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合は、施設名を記入 ・当該施設の給食従事者の配置(設置者・委託先)、勤務形態(常勤・非常勤)、職種(管理栄養士・栄養士・調理師・その他)ごとに人数及び合計の人数を記入

項 目		記入方法
15	1 日あたりの平均給食数	当該施設の 6 月(1 か月間)の 1 日当たりの朝・昼・夕・その他の平均給食数を記入 ・「その他」の欄には、おやつ等を記入
16	給食の形態等	離乳食・夕食給食・アレルギー対応食の実施の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・アレルギー対応食「有」の場合、主なアレルギー対応食品を記入
17	対象者の把握	対象者の身体状況等の把握の有無について、該当する項目にチェックを入れる 対象者(職員を除く)のうち、3歳以上児の今年度と比較時(例えば、前年度)の肥満・やせの割合(%)を記入 今年度と比較時の割合の変化は、+または-、変化なしの該当するものを○で囲み、+または-の場合はその割合(%)を記入 ※今年度の結果が出ていない場合は、直近のものとその 1 年前のものを記入 ・幼児の身長体重曲線により、肥満は+15%以上、やせは-15%以下とする 肥満(やせ)の割合(%) = 肥満(やせ)の人数 / 対象者の人数 × 100 ※施設に集計表や集計ソフトがない場合、「国立保健医療科学院」のホームページより「3 歳以上の幼児の肥満度判定区分の簡易ソフト」が御利用いただけます https://www.niph.go.jp/soshiki/07shougai/hatsuiku/index.htm
18	給与栄養目標量の設定	給与栄養目標量の設定の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・給与栄養目標量の設定区分数を記入 ・設定区分が複数ある場合に使用する別紙の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・給与栄養目標量の設定区分ごとに、エネルギー及び栄養素の給与栄養目標量(範囲)と 6 月(1 か月間)の 1 日平均の実施給与栄養量を記入
19	摂取状況の把握	摂取状況の把握の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合、1 日あたりの実施回数を記入 ・「有」の場合、把握方法について、該当する項目にチェックを入れる
20	利用者による食事の評価	利用者による食事の評価の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合、年間の実施回数を記入 ・「有」の場合、調査方法について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合、改善課題について具体的に記入
21	利用者への健康・栄養情報の提供	利用者への健康・栄養情報の提供の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合、実施内容について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合、栄養教育の実施の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合は指導の形態の該当する項目にチェックを入れる 栄養教育の内容について、具体的に記入

項 目		記入方法
22	給食従事者向け研修会への参加	給食従事者向け研修会への参加の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合、参加した回数を記入 ・「有」の場合、主な研修の内容について記入 ※研修会は、施設で実施した研修、施設以外の研修いずれも含む
23	危機発生時の給食体制整備	危機発生時の給食体制整備の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合、危機発生時の給食体制マニュアルの有無について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合、保管食品の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・保管食品「有」の場合、食品名、保管食数、保管場所について記入 また、近隣住民に対する食糧提供体制の有無について、該当する項目にチェックを入れる
24	施設の自己評価・今後改善したいこと等	給食施設の管理者及び栄養管理等担当者それぞれの施設の自己評価・今後改善したいことなどについて記入

様式第7号（その4）（第7条関係）

施設番号	
記号	数字

栄 養 管 理 報 告 書

年 月 日

（宛先）さいたま市保健所長

報告者 施設管理者

職・氏名

栄養管理状況について、次のとおり報告します。

健康増進法第21条第1項の規定による管理栄養士必置施設指定				有		無	
施設の種類		学校（幼稚園）		学校（認定こども園）		児童福祉施設	
施設の名称				設置者氏名			
施設の所在地				電話番号			
				F A X			
栄養管理・給食部門の責任者		所属部署		職名		氏名	
報告書作成者		所属部署		職名		氏名	
運営の形態		直営		委託		その他	
委託先	名称						
	所在地				電話番号		
	代表者氏名						
委託内容		献立作成		材料購入		調理	
		配膳		下膳		食器洗浄	
		施設外調理		栄養教育		その他	
栄養管理における理念・方針・目標		栄養管理における理念・方針・目標について具体的に記入					
有							
無		施設内での共有		有		無	
栄養管理等について検討する会議		実施回数 回／年					
		構成員		施設管理者		管理栄養士	
				調理師		調理員	
				事務職員		その他	
有							
無		計 人					

給食従事職員	他施設との重複			有	施設名		
				無			
	区分		管理栄養士	栄養士	調理師	その他	計
	設置者	常勤					
		非常勤					
委託先	常勤						
	非常勤						
1日あたりの 平均給食数	区分	朝食	昼食	夕食	その他	その他	計
	定員						
	職員・その他						
	計						
給食形態等	離乳食		有		無	主なアレルギー対応食品	
	夕食給食		有		無		
	アレルギー対応食		有		無		
対象者の把握	把握内容		性別		年齢		身長
			体重		BMI		カウプ指数
			肥満・やせ		身体活動レベル		生活習慣
			疾病状況		その他		
	有	肥満とやせの変化		比較時 (年 月)			
	無	肥満	今年度		比較時		増減
			%		%		%
	やせ	今年度		比較時		増減	
			%		%		%
給与栄養目標量 の 設定	設定区分数		区分				
	※設定区分が複数ある場合は各区分ごとに記入 (別紙)			有		無	
	エネルギー及び栄養素	単位	給与栄養目標量 (範囲)		実施給与栄養量		
			3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	
	エネルギー	kcal					
	たんぱく質	g					
	脂質	g					
	ビタミンA	μgRE					
	ビタミンB1	mg					
	有	ビタミンB2	mg				
	無	ビタミンC	mg				
		カルシウム	mg				
		鉄	mg				
		食塩相当量	g				
食物繊維		g					

撮 取 状 況 の 把 握		実施回数 回／日			
	有	方法	残菜調査	摂取量調査	
	無		その他		
利 用 者 に よ る 食 事 の 評 価		実施回数 回／年			
	有	方法	食事内容調査	嗜好調査	
	無		その他		
		改善課題			
利用者への健康・ 栄養情報の提供		実施内容	献立表の配布及び掲示	栄養成分表示	ポスターやリーフレットの掲示
			給食だよりの配布及び掲示	卓上メニューの設置	サンプル品の展示
			その他		
	有		有	個別指導	集団指導
	無	栄養教育	栄養教育内容		
			無		
給食従事者向け研修会への参加		参加回数 回／年			
	有	主 な 研 修 内 容			
	無				
危機発生時の 給食体制整備		危機発生時の給食体制マニュアル		有	無
		保管食品	食品名		
			保管食数	人分を	日分保管
			有	有	厨房内
	無	無	保管場所	その他	
		近隣住民に対する食糧提供体制		有	無
施設の自己評価・ 今後改善したいこと等		給食施設の管理者			
		栄養管理等担当者			

注1 様式第7号（その4）は、「学校（幼稚園・認定こども園）・児童福祉施設」用として使用します。

栄養管理報告書 記入方法 (その5) 学校(大学)・社会福祉施設・事業所・寄宿舍・矯正施設・自衛隊・一般給食センター・その他

項 目		記入方法
1	施設番号	施設番号を記入
2	年月日	栄養管理報告書の提出年月日を記入
3	報告者	報告者は、施設管理者とする 施設管理者の職名・氏名を記入 ※給食を委託している場合も、当該施設の管理者が報告する
4	管理栄養士必置施設指定	管理栄養士必置施設の指定の有無について該当する項目にチェックを入れる
5	施設の種類	当該施設の種類について、該当する項目にチェックを入れる
6	施設の名称	当該施設の正式名称を記入
7	設置者氏名	当該施設の設置者の氏名を記入
8	施設の所在地 電話番号・FAX	当該施設の所在地、電話番号・FAX 番号を記入
9	栄養管理・給食部門 の責任者	実質的に当該施設における栄養管理・給食部門の責任者の所属部署、 職名、氏名を記入 ※保健所からの連絡等を受ける人 ※給食を委託している場合も、当該施設の責任者とする
10	報告書作成者	栄養管理報告書を作成した当該施設の担当者の所属部署の名称、職 名・氏名を記入
11	運営の形態	該当する運営の形態について、該当する項目にチェックを入れる ・「委託」とは、給食運営のすべてを委託している場合 ・「一部委託」の場合、「その他」の項目にチェックし、「一部委託」と記入 ※「一部委託」とは、経営主体が直接給食を運営するが、給食業務の一部 (例えば配膳・下膳など)を外部に委託している場合をいう
12	委託先・委託内容	運営の形態が「委託」、「一部委託」の場合に記入 委託先の名称、郵便番号、所在地、電話番号、代表者の氏名を記入 ・委託内容について該当する項目にチェックを入れる
13	栄養管理における理 念・方針・目標	施設での栄養管理の理念・方針・目標の有無について、該当する項目に チェックを入れる ・「有」の場合、その内容について具体的に記入 ・「有」の場合、その内容についての施設内での共有の有無についてチ ェックを入れる
14	栄養管理等について 検討する会議	施設での栄養管理等について検討する会議の有無について、該当する 項目にチェックを入れる ・「有」の場合、年間の会議実施回数を記入 ・「有」の場合、会議の構成員について、該当する項目にチェックを入れ、 合計人数を記入
15	給食従事職員数	さいたま市保健所に給食開始届を提出している他施設との重複の有無 について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合は、施設名を記入 ・当該施設の給食従事者の配置(設置者・委託先)、勤務形態(常勤・非 常勤)、職種(管理栄養士・栄養士・調理師・その他)ごとに人数及び合計 の人数を記入

項 目		記入方法
16	1 日あたりの平均給食数	当該施設の 6 月(1 か月間)の 1 日当たりの朝・昼・夕・その他の平均給食数を記入 ・「その他」は、おやつ等を記入
17	喫食状況	1 回 500 食以上又は 1 日 1,500 食以上の施設は、6 月(1 か月間)の喫食率を記入 ・喫食率(%)=(喫食者数/勤務又は居住している人数 ※1)×100 ※1 1 食に 2 種類以上喫食した場合(例: 麺と小鉢)も喫食者数は「1」 1 日 2 食以上提供している施設は、最も喫食者数の多い食事区分(例: 昼)を用いて算出
18	食事提供の方法・種類	食事提供の方法について、該当する項目にチェックを入れる ・複数定食の場合、定食の種類を記入 ・アラカルトの場合、種類を記入し、主な種類の項目にチェックを入れる ・カフェテリアの場合、種類を記入
19	対象者の把握	対象者の身体状況等の把握の有無について、該当する項目にチェックを入れる 対象者(職員を除く)の今年度と比較時(例えば、前年度)の肥満・やせの割合(%)を記入 今年度と比較時の割合の変化は、+または-、変化なしの該当するものを○で囲み、+または-の場合はその割合(%)を記入 ※今年度の結果が出ていない場合は、直近のものとその 1 年前のものを記入 ・成人は BMI により、肥満は 25.0 以上、やせは 18.5 未満とする 肥満(やせ)の割合(%)=肥満(やせ)の人数/対象者の人数×100
20	給与栄養目標量の設定	給与栄養目標量の設定の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・給与栄養目標量の設定区分数を記入 ・設定区分が複数ある場合に使用する別紙の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・給与栄養目標量の設定区分ごとに、エネルギー及び栄養素の給与栄養目標量(範囲)と 6 月(1 か月間)の 1 日平均の実施給与栄養量を記入
21	摂取状況の把握	摂取状況の把握の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合、1 日あたりの実施回数を記入 ・「有」の場合、把握方法について、該当する項目にチェックを入れる
22	利用者による食事の評価	利用者による食事の評価の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合、年間の実施回数を記入 ・「有」の場合、調査方法について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合、改善課題について具体的に記入

項 目		記入方法
23	利用者への健康・栄養情報の提供	利用者への健康・栄養情報の提供の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合、実施内容について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合、栄養教育の実施の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合は指導の形態の該当する項目にチェックを入れる 栄養教育の内容について、具体的に記入
24	給食従事者向け研修会への参加	給食従事者向け研修会への参加の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合、参加した回数を記入 ・「有」の場合、主な研修の内容について記入 ※研修会は、施設で実施した研修、施設以外の研修いずれも含む
25	危機発生時の給食体制整備	危機発生時の給食体制整備の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合、危機発生時の給食体制マニュアルの有無について、該当する項目にチェックを入れる ・「有」の場合、保管食品の有無について、該当する項目にチェックを入れる ・保管食品「有」の場合、食品名、保管食数、保管場所について記入 また、近隣住民に対する食糧提供体制の有無について、該当する項目にチェックを入れる
26	施設の自己評価・今後改善したいこと等	給食施設の管理者及び栄養管理等担当者それぞれの施設の自己評価・今後改善したいことなどについて記入

様式第7号（その5）（第7条関係）

施設番号	
記号	数字

栄 養 管 理 報 告 書

年 月 日

（宛先）さいたま市保健所長

報告者 施設管理者

職・氏名

栄養管理状況について、次のとおり報告します。

健康増進法第21条第1項の規定による管理栄養士必置施設指定				有		無	
施設の種類	学校（大学）		社会福祉施設		事業所		
	寄宿舍		矯正施設		自衛隊		
	一般給食センター		その他				
施設の名 称			設 置 者 氏 名				
施設の所在地			電 話 番 号				
			F A X				
栄養管理・給食部門の責任者		所属部署		職名		氏名	
報告書作成者		所属部署		職名		氏名	
運営の形態		直営		委託		その他	
委託先	名 称						
	所 在 地				電話番号		
	代表者氏名						
委託内容	献立作成		材料購入		調理		
	配膳		下膳		食器洗浄		
	施設外調理		栄養教育		その他		
栄養管理における理念・方針・目標		栄養管理における理念・方針・目標について具体的に記入					
有							
無		施設内での共有		有		無	
栄養管理等について		実施回数 回／年					
検討する会議	構成員	施設管理者		管理栄養士		栄養士	
		調理師		調理員		給食利用者	
		事務職員		その他			
有							
無		計 人					

給食従事職員	他施設との重複		有 無		施設名			
	区分		管理栄養士	栄養士	調理師	その他	計	
	設置者	常勤						
		非常勤						
	委託先	常勤						
非常勤								
1日あたりの 平均給食数	区分	朝食	昼食	夕食	その他	その他	計	
	定員							
	職員・その他							
	計							
喫食状況		％ 【1回500食以上又は1日1,500食以上の施設のみ】						
食事提供の 方法・種類		単一定食						
		複数定食						
		アラカルト	主な種類		麺類		丼物	
		種類			カレー			
		カフェテリア		その他（ ）				
	種類							
対象者の把握	把握内容		性別		年齢		身長	
			体重		BMI		肥満・やせ	
			身体活動レベル		生活習慣		疾病状況	
			その他					
	有	肥満とやせの変化		比較時（ 年 月）				
	無	肥満	今年度		比較時		増減	
			％		％		％	
	やせ	今年度		比較時		増減		
			％		％		％	
給与栄養目標量 の 設定	設定区分数		区分					
	※設定区分が複数ある場合は各区分ごとに記入（別紙）			有		無		
	エネルギー及び栄養素	単位	※区分1 対象者					
			給与栄養目標量（範囲）		実施給与栄養量			
	エネルギー	kcal						
	たんぱく質	g						
	脂質	g						
	ビタミンA	μgRE						
	ビタミンB1	mg						
		ビタミンB2	mg					
		ビタミンC	mg					
		カルシウム	mg					
		鉄	mg					
		食塩相当量	g					
	食物繊維	g						

摂 取 状 況 の 把 握		実施回数 回／日			
	有	方法	残菜調査	摂取量調査	出食状況調査
	無		その他		
利 用 者 に よ る 食 事 の 評 価		実施回数 回／年			
	有	方法	食事内容調査	嗜好調査	
	無		その他		
		改善課題			
利用者への健康・ 栄養情報の提供		実施内容	献立表の配布及び掲示	栄養成分表示	ポスターやリーフレットの掲示
			給食だよりの配布及び掲示	卓上メモの設置	サンプル品の展示
			その他		
	有	栄養教育	有	個別指導	集団指導
	無		栄養教育内容		
			無		
給食従事者向け研修会への参加		参加回数 回／年			
	有	主な研修内容			
	無				
危機発生時の 給食体制整備		危機発生時の給食体制マニュアル		有	無
		保管食品	食品名		
			保管食数	人分を	日分保管
	有	有	保管場所	厨房内	防災保管庫
	無	無		その他	
		近隣住民に対する食糧提供体制		有	無
施設の自己評価・ 今後改善したいこと等		給食施設の管理者			
		栄養管理等担当者			

注1 様式第7号(その5)は、「学校(大学)・社会福祉施設・事業所・寄宿舍・矯正施設・自衛隊・一般給食センター・その他」用として使用します。

施設番号	
記号	数字

別紙

給与栄養目標量の設定

エネルギー及び栄養素	単位	区分	対象者
		給与栄養目標量（範囲）	
エネルギー	kcal		
たんぱく質	g		
脂質	g		
ビタミンA	μgRE		
ビタミンB1	mg		
ビタミンB2	mg		
ビタミンC	mg		
カルシウム	mg		
鉄	mg		
食塩相当量	g		
食物繊維	g		

エネルギー及び栄養素	単位	区分	対象者
		給与栄養目標量（範囲）	
エネルギー	kcal		
たんぱく質	g		
脂質	g		
ビタミンA	μgRE		
ビタミンB1	mg		
ビタミンB2	mg		
ビタミンC	mg		
カルシウム	mg		
鉄	mg		
食塩相当量	g		
食物繊維	g		

エネルギー及び栄養素	単位	区分	対象者
		給与栄養目標量（範囲）	
エネルギー	kcal		
たんぱく質	g		
脂質	g		
ビタミンA	μgRE		
ビタミンB1	mg		
ビタミンB2	mg		
ビタミンC	mg		
カルシウム	mg		
鉄	mg		
食塩相当量	g		
食物繊維	g		

4 特定給食施設の管理栄養士・栄養士の配置

(1) 特定給食施設の管理栄養士・栄養士の配置について

健康増進法では、特定給食施設における管理栄養士・栄養士の配置について次のように定めています。

区 分	当該施設の定義		
	健康増進法	健康増進法施行規則	通 知 ※1（次頁へ掲載）
管理栄養士を置かなければならない施設	第21条第1項 特定給食施設であつて特別の栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が指定するものの設置者は、当該特定給食施設に <u>管理栄養士を置かなければならない</u>	第7条 第1号 医学的な管理を必要とする者に食事を供給する特定給食施設であつて継続的に1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給するもの	(1) 病院、介護老人保健施設又は介護医療院(以下「病院等」という。)に設置される特定給食施設であつて、1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給するもの (2) 供給食数の実績が1回300食未満及び1日750食未満の特定給食施設であつても、許可病床数(又は入所定員)300床(人)以上の病院等に設置されている特定給食施設 なお、(1)で示したとおり、1日の食事の供給数が750食以上であれば、許可病床数(又は入所定員)が300床(人)未満の場合も含む (3) 病院等を含む複数の施設を対象に食事を供給する特定給食施設については、当該病院等の許可病床数(入所定員)の合計が300床(人)以上である場合
		第7条 第2号 前号に掲げる特定給食施設以外の管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設であつて、継続的に1回500食以上又は1回1,500食以上の食事を供給するもの	①から⑥に該当する施設のうち、継続して1回500食以上又は1日1,500以上の食事を供給するもの ① 生活保護法第38条に規定する救護施設及び更生施設 ② 老人福祉法第5条の3に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム ③ 児童福祉法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設、同法第44条に規定する児童自立支援施設 ④ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 法第11条第1項の規定により設置する施設 ⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設 ⑥ 事業所、寄宿舎、矯正施設、自衛隊等
栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない施設	第21条第2項 前項に規定する特定給食施設以外の特定給食施設の設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該給食施設に <u>栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない</u>	8条 法第21条第2項の規定により栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない特定給食施設のうち、1回300食又は1日750食以上の食事を供給するものの設置者は、当該施設に置かれる栄養士のうち少なくとも1人は管理栄養士であるように努めなければならない	
適切な栄養管理を行わなければならない施設	第21条第3項 特定給食施設の設置者は、前2項に定めるもののほか、厚生労働省令で定める基準に従つて、適切な栄養管理を行わなければならない	5条 法第20条第1項の厚生労働省令で定める施設は、継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設とする	

(2) 管理栄養士必置施設の指定基準

健康増進法施行規則第7条の規定に基づき、管理栄養士を置かなければならない施設は次のとおり。

1 規則第7条第1号の指定の対象施設(一号施設)

前頁の表（健康増進法施行規則第7条第1号）の通知のとおり。

介護老人保健施設と病院が併設される施設で同じ厨房を使用している施設の例		
(例1)		
介護老人保健施設 入所定員 140	+	病院 許可病床数 180
		入所定員 140+許可病床数 180=320 食
		<u>管理栄養士必置指定の該当施設</u>
(例2)		
介護老人保健施設 入所定員 100 通所リハビリ 20	+	病院 許可病床数 145
		(入所定員 100+許可病床数 145) × 3
		+ (通所リハビリ 20) = 755 食
		<u>管理栄養士必置指定の該当施設</u>

2 一号施設以外の特定給食施設(二号施設)

(1) 前頁の表（健康増進法施行規則第7条第2号）の通知のとおり。

(2) 複数施設を対象に食事を供給する特定給食施設については、1(3)に該当する場合を除き、一号施設又は二号施設の対象となる施設種別である施設に供給する食事数の合計が1回500食以上又は1日1,500食以上である場合には、二号施設とすること。

この場合、病院等に対し1回に供給する食数については、供給食数の実績ではなく、許可病床数又は入所定員数（1日に供給する食事数については、許可病床数又は入所定員数の3倍の数）として取り扱うものとする。

3 その他、社会福祉施設等に食事を供給する特定給食施設

(1) 法第21条第1項の指定の対象施設となる特定給食施設が、法令等により栄養士を必置とされている複数の社会福祉施設及び児童福祉施設（以下「社会福祉施設等」という。）に限り食事を供給する施設にあっては、それぞれの社会福祉施設等に配置されている栄養士が各施設において栄養業務を行っていることに鑑み、法第21条第1項の指定の対象施設となる社会福祉施設等に供給される食事数が1回500食以上又は1日1,500食以上となるものがある場合には、二号施設とみなされること。

(2) 特定給食施設が複数の施設に食事を供給する場合であって、当該供給先の施設に法令等により栄養士を必置としない施設を含むときは、特定の対象者に継続的に食事を供給し、一号施設又は二号施設の対象となる施設種別である施設に供給される食事数が1回500食以上又は1日1,500食以上となる場合に、二号施設とみなされること。

ただし、供給先の施設を特定給食施設等として把握し、個別に管理する場合には、食数から除外することとし、重複することのないようにすること。

(3) 事業所等に対し食事を供給する特定給食施設にあっては、当該特定給食施設により事業所等に供給される食事が主として事業所等に勤務又は居住する者により喫食され、かつ、事業所等で勤務又は居住する者の概ね8割以上が当該給食施設で供給する食事を喫食するものであって1回500食以上又は1日1,500食以上供給する場合、二号施設とみなされる。

※1 「特定給食施設における栄養管理に関する指導及び支援について」 厚生労働省健康局健康課長
(健健発 0331 第2号別添1(令和2年3月31日))

5 関係法令等

(1) 健康増進法(抜粋) 平成14年8月2日法律第103号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。

第4章 保健指導等

(都道府県による専門的な栄養指導その他の保健指導の実施)

第18条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 1 住民の健康の増進を図るために必要な栄養指導その他の保健指導のうち、特に専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
 - 2 特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設に対し、栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行うこと。
 - 3 前2号の業務に付随する業務を行うこと。
- 2 都道府県は、前条第1項の規定により市町村が行う業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整を行い、及び市町村の求めに応じ、その設置する保健所による技術的事項についての協力その他当該市町村に対する必要な援助を行うものとする。

(栄養指導員)

第19条 都道府県知事は、前条第1項に規定する業務(同項第1号及び第3号に掲げる業務については、栄養指導に係るものに限る。)を行う者として、医師又は管理栄養士の資格を有する都道府県、保健所を設置する市又は特別区の職員のうちから、栄養指導員を命ずるものとする。

第5章 特定給食施設等

第1節 特定給食施設における栄養管理

(特定給食施設の届出)

- 第20条 特定給食施設(特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置した者は、その事業の開始の日から1月以内に、その施設の所在地の都道府県知事に、厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない。
- 2 前項の規定による届出をした者は、同項の厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、変更の日から1月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を休止し、又は廃止したときも、同様とする。

(特定給食施設における栄養管理)

- 第21条 特定給食施設であって特別の栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が指定するものの設置者は、当該特定給食施設に管理栄養士を置かなければならない。
- 2 前項に規定する特定給食施設以外の特定給食施設の設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定給食施設に栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない。
- 3 特定給食施設の設置者は、前2項に定めるもののほか、厚生労働省令で定める基準に従って、適切な栄養管理を行わなければならない。

(指導及び助言)

第22条 都道府県知事は、特定給食施設の設置者に対し、前条第1項又は第3項の規定による栄養管理の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該栄養管理の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第23条 都道府県知事は、第21条第1項の規定に違反して管理栄養士を置かず、若しくは同条第2項の規定に違反して適切な栄養管理を行わず、又は正当な理由がなくて前条の栄養管理をしない特定給食施設の設置者があるときは、当該特定給食施設の設置者に対し、管理栄養士を置き、又は適切な栄養管理を行うよう勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた特定給食施設の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定給食施設の設置者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(立入検査等)

第24条 都道府県知事は、第21条第1項又は第3項の規定による栄養管理の実施を確保するため必要があると認めるときは、特定給食施設の設置者若しくは管理者に対し、その業務に関し報告をさせ、又は栄養指導員に、当該施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする栄養指導員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第8章 罰則

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

1 第23条第2項の規定に基づく命令に違反した者

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

1 第24条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

2 第27条第1項(第29条第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

第39条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第37条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

(2) 健康増進法施行規則(抜粋) 厚生労働省令第86号(平成15年4月30日)

(特定給食施設)

第5条 法第20条第1項の厚生労働省令で定める施設は、継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設とする。

(特定給食施設の届出事項)

第6条 法第20条第1項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

1 給食施設の名称及び所在地

2 給食施設の設置者の氏名及び住所(法人にあっては、給食施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

3 給食施設の種類

- 4 給食の開始日又は開始予定日
- 5 1日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数
- 6 管理栄養士及び栄養士の員数

(特別の栄養管理が必要な給食施設の指定)

第7条 法第21条第1項の規定により都道府県知事が指定する施設は、次のとおりとする。

- 1 医学的な管理を必要とする者に食事を供給する特定給食施設であつて、継続的に1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給するもの
- 2 前号に掲げる特定給食施設以外の管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設であつて、継続的に1回500以上又は1日1,500食以上の食事を供給するもの

(特定給食施設における栄養士等)

第8条 法第21条第2項の規定により栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない特定給食施設のうち、1回300食又は1日750食以上の食事を供給するものの設置者は、当該施設に置かれる栄養士のうち少なくとも1人は管理栄養士であるように努めなければならない

(栄養管理の基準)

第9条 法第21条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 1 当該特定給食施設を利用して食事の供給を受ける者(以下「利用者」という。)の身体の状態、栄養状態、生活習慣等(以下「身体の状態等」という。)を定期的に把握し、これらに基づき、適当な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供及びその品質管理を行うとともに、これらの評価を行うよう努めること。
- 2 食事の献立は、身体の状態等のほか、利用者の日常の食事の摂取量、嗜好等に配慮して作成するよう努めること。
- 3 献立表の掲示並びに熱量及びたんぱく質、脂質、食塩等の主な栄養成分の表示等により、利用者に対して、栄養に関する情報の提供を行うこと。
- 4 献立表その他必要な帳簿等を適正に作成し、当該施設に備え付けること。
- 5 衛生の管理については、食品衛生法(昭和22年法律第233号)その他関係法令の定めるところによること。

(3) さいたま市健康増進法施行細則(抜粋) 平成15年4月1日さいたま市規則第155号

(趣旨)

第1条 この規則は、健康増進法(平成14年法律第103号。以下「法」という。)の施行に関し、健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(給食の開始又は再開の届出)

第3条 法第20条第1項に規定する特定給食施設(以下「特定給食施設」という。)及び特定給食施設以外で特定多数人に対して継続的に1回50食以上又は1日100食以上の食事を供給する施設(以下「小規模給食施設」という。)の設置者は、給食を開始し、又は再開したときは、速やかに給食開始(再開)届(様式第2号)をさいたま市保健所条例(平成13年さいたま市条例第309号)の規定により設置された保健所の長(以下「保健所長」という。)に提出しなければならない。

(給食の変更の届出)

第4条 特定給食施設及び小規模給食施設の設置者は、前条の規定による届出事項に変更があったときは、速やかに給食変更届(様式第3号)を保健所長に提出しなければならない。

(給食の休止又は廃止の届出)

第5条 特定給食施設及び小規模給食施設の設置者は、給食を休止し、又は廃止したときは、給食休止（廃止）届（様式第4号）を保健所長に提出しなければならない。

（管理栄養士必置施設指定通知書等）

第6条 保健所長は、法第21条第1項に規定する指定を行ったときは、管理栄養士必置施設指定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 保健所長は、法第21条第1項の規定により指定した施設が省令第7条各号に該当しなくなったときは、管理栄養士必置施設指定取消通知書（様式第6号）によりその指定を取り消すものとする。

（栄養管理報告書）

第7条 特定給食施設及び小規模給食施設の管理者は、毎年6月に実施した給食について栄養管理報告書（様式第7号）を作成し、翌月20日までに保健所長に提出しなければならない。

（栄養管理指導票）

第8条 保健所長は、特定給食施設に対し、法第22条に規定する指導及び助言を行ったときは、栄養管理指導票（様式第8号）を当該特定給食施設の設置者に交付しなければならない。

（４）特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について（抜粋）

厚生労働省健康局健康課長通知（健健発0331第2号）（令和2年3月31日）

別添1 特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について

第1 特定給食施設等に関する基本的事項について

1 特定給食施設は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）第20条第1項に規定される施設であり、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なもの（継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設）をいう。

なお、施設外で調理された弁当等を供給する施設であっても、当該施設の設置者が、当該施設を利用して食事の供給を受ける者に一定の食数を継続的に供給することを目的として、弁当業者等と契約をしている場合には特定給食施設の対象となること。

2 特定給食施設に対する指導を効率的に行う観点から、関係施設の設置者、管理者等の理解と協力を得ながら、法第20条第1項の届出が適切に行われるよう対応すること。

なお、同一敷地内に施設の種類や利用者（特定給食施設を利用して食事の供給を受ける者をいう。以下同じ。）の特性が明らかに異なる特定給食施設が複数設置されている場合は、それぞれ別の特定給食施設として届出をさせることが適当である。

3 法第22条に基づく特定給食施設の設置者に対する指導及び助言は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては市長又は区長。）が法第21条第1項又は第3項の規定による栄養管理の実施を確保するために必要があると認めるときに行うものである。そのため、法第22条に基づく指導及び助言を行う場合には、その内容等については慎重に判断すること。

4 法第24条に基づく立入検査等は、法第22条に基づく指導及び助言や法第23条に基づく勧告及び命令を行うことを前提としたものである。

5 法第18条第1項第2項の基づく指導及び助言は、特定給食施設のほか、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設として各自治体の条例等に基づき把握される特定給食施設以外の施設（以下「その他の施設」という。）も対象となる。

また、当該指導及び助言は、栄養指導員が栄養管理の実施に関し必要な事項について行うものであり、例えば、特定給食施設及びその他の施設（以下「特定給食施設等」という。）において最低限の栄養管理が行われているものの、よりよい食事の供給を目指すために助言をするような場合も想定される。

第2 法第18条第1項第2号に基づく指導・助言等に係る留意事項について

1 現状分析に基づく効率的・効果的な指導・支援等の実施について

- (1) 地域全体の食環境が向上するよう、管内施設全体の栄養管理状況及び地域の課題を踏まえた上で、課題解決に向けて効果的な指導計画を作成し、計画的に指導・支援等を行うこと。
- (2) 管理栄養士又は栄養士の配置状況を分析し、未配置施設においても適切な栄養管理がなされるよう指導計画を作成するとともに、管理栄養士又は栄養士の配置が促進するよう助言すること。
- (3) 病院・介護老人保健施設等については、地域の医療・介護等の質の向上を図る観点から、管内の医療機関等と必要なネットワークの構築に向けた調整を行い、入退院(入退所)前後の連携を促す支援も行うこと。
- (4) 専門職としての高度の技能の確保に向けた取組については、職能団体の協力が得られるよう調整することとし、自治体が行う研修等と連携又は棲み分けを行い、計画的に当該地域の管理栄養士・栄養士の教育を行うこと。
- (5) 事業所については、利用者に応じた食事の提供とともに、特定健診・特定保健指導等の実施もあわせ、利用者の身体状況の改善が図られるよう、指導・支援等を行うこと。
- (6) 特定給食施設等に対して、他法令に基づく指導等を行う部署とは定期的に情報共有を行い、効果的な指導・助言のための連携体制の確保に努めること。

なお、学校への指導については、教育委員会と連携して行うこと。

- (7) 給食業務を委託している場合は、栄養管理の責任は施設側にあるので、委託事業者の業務の状況を定期的に確認させ、必要な指示を行わせること。
- (8) 栄養改善の効果を挙げている好事例を収集し、他の特定給食施設へ情報提供するなど、効果的な実践につながる仕組みづくりに努めること。
- (9) その他の施設に対する指導・支援等に関しては、地域全体の健康増進への効果の程度を勘案し、より効率的・効果的に行うこと。

2 特定給食施設等における栄養管理の評価と指導計画の改善について

- (1) 各施設の栄養管理の状況について、施設の種別、管理栄養士・栄養士の配置の有無別等に評価を行うなど、改善が必要な課題が明確となるような分析を行うこと。
- (2) 評価結果に基づき、課題解決が効率的・効果的に行われるよう、指導計画の改善を図ること。また、評価結果については、研修等の企画・立案の参考にするとともに、関係機関や関係者と共有する体制の確保に努めること。
- (3) 利用者の身体状況の変化や栄養管理の状況等について評価を行い、栄養管理上の課題を抽出し、その課題から指導・支援等を重点的に行う施設の抽出を行うこと。
- (4) 栄養管理上の課題抽出に当たっては、特に児童福祉施設、学校、事業所、寄宿舎等の健康増進を目的として施設において提供される食事のエネルギー量の過不足の評価については、肥満及びやせに該当する者の割合の変化を参考にする。

なお、提供栄養量の評価に当たっては、身体状況等の変化から給与栄養目標量の設定が適切であるかの確認を併せて行うことが重要であり、単に施設が設定した目標量と提供量が乖離していることをもって不足又は過剰と判断することは適切ではないこと。

- (5) 特定給食施設等に対し、栄養管理の状況について報告を求める場合には、客観的に効果が評価できる主要な項目とすること。例えば、医学的な栄養管理を個々人に実施する施設に対し、給与栄養目標量や摂取量の平均的な数値の報告を求める必要性は乏しく、身体状況の変化等から栄養管理に課題のある可能性の高い利用者に提供される食事の内容等を優先的に確認し、評価すること。

ただし、利用者の多くに栄養管理上の課題が見受けられる場合には、基本となる献立(個別対応用に展開する前の献立)に課題がある可能性が高いため、施設の状況に応じて指導・助言等を行うこと。

- (6) 病院・介護老人保健施設等については、栄養管理を行うために必要な連携体制が構築され、適切に機能しているかを確認すること。
- (7) 栄養管理上の課題が見られる場合には、施設長に対し、評価結果を踏まえた課題解決への取組を促すこと。また、必要に応じて、改善状況又は改善計画について報告を求めること。

3 危機管理対策について

- (1) 健康危機管理対策の一環として、災害等に備え、食料備蓄の確保を促すとともに、期限前の有効活用について助言すること。
- (2) 災害等発生時でも適切な食事が供給されるよう、特定給食施設が担う役割を整理し、施設内及び施設間の協力体制の整備に努めること。

別添2 特定給食施設が行う栄養管理に係る留意事項について

第1 趣旨

健康増進法(平成14年法律第103号。以下「法」という。)第20条の規定に基づき設置・届出された特定給食施設において、当該特定給食施設の設置者は、法第21条第3項の規定により、健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)第9条の基準(以下「栄養管理基準」という。)に従って適切な栄養管理を行わなければならないこととされているところ、本留意事項は、その運用上の留意点を示したものである。

特定給食施設の設置者及び管理者は、適切な栄養管理がなされるよう、体制を整えること。

なお、給食業務を委託している場合にあっては、栄養管理の責任は施設側にあるので、委託事業者の業務の状況を定期的に確認し、必要な指示を行うこと。

第2 特定給食施設が行う栄養管理について

1 身体状況、栄養状態等の把握、食事の提供、品質管理及び評価について

- (1) 利用者の性、年齢、身体状況、食事の摂取状況、生活状況等を定期的に把握すること。
なお、食事の摂取状況については、可能な限り、給食以外の食事の状況も把握するよう努めること。
- (2) (1)で把握した情報に基づき給与栄養量の目標を設定し、食事の提供に関する計画を作成すること。
なお、利用者間で必要な栄養量に差が大きい場合には、複数献立の提供や量の調整を行う等、各利用者に対して適切な選択肢が提供できるよう、工夫すること。複数献立とする場合には、各献立に対して給与栄養量の目標を設定すること。
- (3) (2)で作成した計画に基づき、食材料の調達、調理及び提供を行うこと。
- (4) (3)で提供した食事の摂取状況を定期的に把握するとともに、身体状況の変化を把握するなどし、これらの総合的な評価を行い、その結果に基づき、食事計画の改善を図ること。
- (5) なお、提供エネルギーの評価には、個々人の体重、体格の変化並びに肥満及びやせに該当する者の割合の変化を参考にする。
ただし、より適切なエネルギー量の過不足を評価できる指標が他にある場合はこの限りではない。

2 提供する食事(給食)の献立について

- (1) 給食の献立は、利用者の身体状況、日常の食事の摂取量に占める給食の割合、嗜好等に配慮するとともに、料理の組合せや食品の組合せにも配慮して作成するよう努めること。
- (2) 複数献立や選択食(カフェテリア方式)のように、利用者の自主性により料理の選択が行われる場合には、モデル的な料理の組合せを提示するよう努めること。

3 栄養に関する情報の提供について

- (1) 利用者に対し献立表の掲示や熱量、たんぱく質、脂質、食塩等の主要栄養成分の表示を行うなど、健康や栄養に関する情報の提供を行うこと。
- (2) 給食は、利用者が正しい食習慣を身に付け、より健康的な生活を送るために必要な知識を習得する良い

機会であるため、各々の施設の実情に応じ利用者等に対して各種の媒体を活用することなどにより知識の普及に努めること。

4 書類の整備について

- (1) 献立表など食事計画に関する書類とともに、利用者の身体状況など栄養管理の評価に必要な情報について適正に管理すること。
- (2) 委託契約を交わしている場合は、委託契約の内容が確認できるよう委託契約書等を備えること。

5 衛生管理について

給食の運営は、衛生的かつ安全に行われること。具体的には、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)、「大規模食中毒対策等について」(平成9年3月 24 日付け衛食第 85 号生活衛生局長通知)の別添「大量調理施設管理マニュアル」その他関係法令等の定めるところによること。

第3 災害等の備え

災害等発生時であっても栄養管理基準に沿った適切な栄養管理を行うため、平時から災害等発生時に備え、食料の備蓄や対応方法の整理など、体制の整備に努めること。

《参考文献》

- | | |
|----------------------------|---------------------|
| ・日本人の食事摂取基準(2020 年版) | 厚生労働省 |
| ・日本人の食事摂取基準(2020 年版)の実践・運用 | 第一出版 |
| ・健康日本 21(第三次)について | 令和5年度都道府県等栄養施策担当者会議 |
| ～栄養・食生活関連を中心に～ | 厚生労働省 健康局健康課栄養指導室 |

さいたま市健康増進法施行細則に基づく届出について

(発行) さいたま市保健所 健康支援課

〒338-0013 さいたま市中央区鈴谷 7-5-12

TEL : 048-840-2214

届出専用メールアドレス : kyushoku@city.saitama.lg.jp

令和 6年 4月 第6版